

周防大島町告示第15号

令和8年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月24日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 占部 智子君 | 浅原 賢潤君 |
| 山根 耕治君 | 栄本 忠嗣君 |
| 岡崎 裕一君 | 山中 正樹君 |
| 白鳥 法子君 | 田中 豊文君 |
| 新田 健介君 | 吉村 忍君 |
| 久保 雅己君 | 小田 貞利君 |
| 尾元 武君 | 荒川 政義君 |

○3月4日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和8年3月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和8年3月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 議案第8号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第9号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第10号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第11号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第12号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第13号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第14号 周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 周防大島町高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 周防大島町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 周防大島町営橋駐車場条例の一部改正について
- 日程第19 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 財産の無償貸付けについて(旧和田小学校用地・建物等)
- 日程第22 議案第25号 財産の無償貸付けについて(旧棕野小学校用地・建物等)
- 日程第23 議案第26号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第24 議案第27号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第28号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第29号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 日程第27 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
日程第28 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
日程第29 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
日程第30 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
日程第31 議案第34号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
日程第32 議案第35号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
日程第33 議案第36号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
日程第5 議案第8号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）
日程第6 議案第9号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第10号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第11号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第12号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第13号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第14号 周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定について
日程第12 議案第15号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第16号 周防大島町高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について
日程第14 議案第17号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第18号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
日程第16 議案第19号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
日程第17 議案第20号 周防大島町火入れに関する条例の一部改正について
日程第18 議案第21号 周防大島町営橋駐車場条例の一部改正について
日程第19 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
日程第20 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第21 議案第24号 財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）

- 日程第22 議案第25号 財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）
日程第23 議案第26号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第24 議案第27号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
日程第25 議案第28号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第26 議案第29号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第27 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
日程第28 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
日程第29 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
日程第30 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
日程第31 議案第34号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
日程第32 議案第35号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
日程第33 議案第36号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 占部 | 智子君 | 2番 | 浅原 | 賢潤君 |
| 3番 | 山根 | 耕治君 | 4番 | 栄本 | 忠嗣君 |
| 5番 | 岡崎 | 裕一君 | 6番 | 山中 | 正樹君 |
| 7番 | 白鳥 | 法子君 | 8番 | 田中 | 豊文君 |
| 9番 | 新田 | 健介君 | 10番 | 吉村 | 忍君 |
| 12番 | 小田 | 貞利君 | 13番 | 尾元 | 武君 |
| 14番 | 荒川 | 政義君 | | | |

欠席議員（1名）

11番 久保 雅己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君 議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 藤本 淨孝君 | 副町長 | …………… | 山中 茂雄君 |
| 教育長 | …………… | 星野 朋啓君 | 病院事業管理者 | …………… | 石原 得博君 |
| 総務部長 | …………… | 木谷 学君 | 産業建設環境部長 | …………… | 松村 浩君 |
| 健康福祉部長 | …………… | 中村 晴彦君 | 下水道部長 | …………… | 藤本 倫夫君 |
| 統括総合支所長 | …………… | 辻田 建一君 | 会計管理者 | …………… | 宮崎由紀子君 |
| 教育次長 | …………… | 中原 藤雄君 | 病院事業局総務部長 | …………… | 木村 稔典君 |
| 総務課長 | …………… | 梅木 義弘君 | 財務課長 | …………… | 今尾 勝則君 |
| 政策企画課長 | …………… | 堀脇 国輝君 | 空家定住対策課長 | …………… | 神戸 和雅君 |
| 福祉課長 | …………… | 濱中 靖夫君 | 商工観光課長 | …………… | 前崎 好恵君 |
| 施設整備課長 | …………… | 江口 光幸君 | 橋総合支所長 | …………… | 天河 敏夫君 |

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

久保議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、白鳥法子議員、8番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月24日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付して

ある会期日程のとおり、本日から3月19日までの17日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、昨年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（11月・12月・1月・2月実施分）及び定期監査（11月・12月・1月・2月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情、要望等につきましては、受理したものはございませんでした。

次に、系統議長会関係について御報告をいたします。

はじめに、柳井市区広域市町の関係では、令和7年12月24日の柳井地区広域消防組合議会第2回定例会へ岡崎議員と久保議員が、令和8年2月24日の第1回定例会へ岡崎議員が出席いたしております。

また、令和7年12月25日の柳井地域広域水道企業団議会第2回定例会並びに令和8年2月13日の第1回定例会へ、山根議員と吉村議員が出席をいたしております。

なお、令和8年2月13日の定例会において議長の選挙が行われ、我々の同僚議員である山根議員が、柳井地域広域水道企業団議会の議長に選任されました。山根議員におかれましては、さらなる重責を担われることになりましたので、今後ともよろしくお願いをいたします。

次に、山口県の関係では、令和8年2月12日に山口県離島振興市町議会議長会定例会が開催され、令和8年度事業計画並びに令和8年度予算の審議が行われ、それぞれ全会一致で、原案のとおり可決されました。

引き続き開催された山口県町議会議長会2月定例会では、令和7年度一般会計補正予算並びに令和8年度一般会計予算の審議が行われ、それぞれ全会一致で可決されております。

その後、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び町村議会表彰の伝達式、令和7年度山口県町議会議員研修会が開催され、本町議会から10名の議員の参加をいただきました。研修会では、札幌学院大学非常勤講師の吉田博氏をお招きし、「議会活動におけるハラスメントへの対応」について研修が行われました。

次に、全国の関係について御報告いたします。

令和8年1月30日に、全国町村議員会館において、全国離島振興市町村議会議長会理事会が開催され、わたくし荒川が会長として出席いたしました。

理事会では、令和8年度事業計画及び収支予算並びに令和7年度第2回総会の日程及び運営が

審議され、全ての議案は議案のとおり可決されました。

その後開催された全国離島振興市町村議会議長会、令和7年度第2回総会では、提出議案の全てが原案のとおり可決されました。

総会終了後、わたくしは会長として、国土交通省及び全国離島振興協議会を訪問し、離島振興に関する要請を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を行います。

町長から施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様おはようございます。本日は、令和8年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、日本経済の現状についてであります。内閣府が発表した令和8年2月の月例経済報告によりますと、景気は米国の通商政策の影響が残るものの緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとの基調判断を行っております。

また、国における令和8年度の予算編成についての基本的な考え方でございますが、我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、デフレ・コストカット型経済から、その先にある新たな成長型経済に移行する段階まできていること、また、財政状況についてプライマリーバランスは改善傾向にあり、政府債務残高対GDP比も低下している旨の現状認識を示しています。

このことに伴い、令和8年度予算編成は令和7年度補正予算と一体として、経済財政運営の基本的考え方に沿って行うこととしており、経済と財政はいずれも国民のためのもので、広く国民に恩恵が行きわたる予算編成を行うこととしております。

また、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太方針2025における重要政策課題に加え、強い経済の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講

じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出歳入両面から改革を推進することも示されております。

次に、本町の財政状況についてであります。

本町の令和6年度一般会計の決算は、歳入歳出ともに前年度対比で増額となり、次年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は、前年度より1億円増加し5億円の黒字とはなっていますが、これは財政調整基金へ2億円を積み立てた半面、7億円を取り崩し一般会計へ組み入れた結果であり、町税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費といった義務的性格の経常経費にどの程度充当されているかを示す経常収支比率は、97.5%と本町の財政構造は硬直化が進んでおり、弾力性が失われ、決して財政に余力がある状況ではないと言えます。

その一方で、財政の健全性を示す4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来の負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は厳しい状況にあるものの、財政の健全性は維持されている状態であります。

また、財政調整基金は県内でも屈指の残高保有となっておりますが、令和7年度現予算における財政調整基金繰入金は13億円強であり、今後、同規模の取り崩しが続けば、近い将来には残高がなくなり、職員も痛みを伴うコストカットを含めた大幅な予算削減を行わないと予算編成ができなくなる状態となります。

自主財源に乏しい本町ですので、災害対応や今後見込まれる財政需要への備えとして、一定の水準が維持されるよう調整しながらの活用が重要となります。

令和8年度の見通しでございますが、歳入面では、予算の大部分を担う地方交付税は、総務省の予算概算要求で前年度比2.0%増の要求が行われています。しかしながら、このたびの国勢調査で人口の減少が予測される本町では、人口減少対策の急減緩和措置を考慮したとしても、相当の減額になると見込まれます。

歳出面では、維持補修費や人件費の増加、さらなる物価高騰の影響が長期化し、先行きを見通すことが困難な状況であり、大変厳しい財政運営が続くと予想されます。

こうした本町財政状況の中、住民生活の向上に資する取り組みや、未来を見据えたまちづくりへの意欲的な施策については積極的に進めることとし、財源不足の慢性化を招かないため、事務事業の選択と集中、新たな歳入の確保と支出すべき歳出の見極めを行い、持続可能で健全な財政運営に努めなければなりません。

よって、令和8年度当初予算は、これまで掲げてきた安心・安全づくり、元気づくり、未来の基盤づくりという3つの柱を一層加速させ、周防大島がいちばんと町民の皆さんに実感してもらえるまちづくりの推進を基本とします。

それでは、次に3つの重点政策について申し上げます。

1番目は、まちの安心・安全づくりについてであります。

町民の生命や暮らしを守ることは、自治体の最も重要な責務であります。南海トラフ巨大地震や津波・大雨による土砂災害などの自然災害や、交通事故・火災・犯罪などへの対策について、関係機関や自主防災組織、自治会等の団体と緊密に連携し、本町でいかなる災害が起きても犠牲者を出さないことを第一に防災対策に努めてまいります。

また、人口減少や少子高齢化の進展、公共交通対策、環境問題や空家・空地対策など、複雑多様化する地域の課題は山積しており、これら多くの課題の解決に向け、議会並びに町民の皆様から寄せられる建設的な意見をしっかり聞き、町の施策等に反映させることを大切にしながら、町の安心・安全づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2番目は、まちの元気づくりについてでございます。

地域を担うのは人でありますので、人材育成は町政の大きな柱と考えています。島の未来を担う人材育成のために、少子化対策・子育て・教育環境の充実など、さらなる施策を講じてまいりたいと考えております。

同時に、地域の活力源は産業であり、島の強みを生かした観光力の強化や農林水産業の育成、地元企業の創業・起業・円滑な事業継承や定住対策などを果敢に進め、地域を活性化させてまいりたいと考えております。

最後に、まちの未来の基盤づくりについてでございます。

本町が抱える多くの課題を直視し、社会情勢に合った組織や体制を構築していくとともに、暮らしや産業の基盤となる交通基盤の確保と利便性の向上、防災・防犯対策、医療・介護・福祉の充実、産業の振興、環境問題など本町が直面する多くの課題を克服するため、多くの方から寄せられる建設的な意見を聞くとともに、国や県との連携を強化し、町の未来に向けた基盤づくりを進めてまいります。

このようなことから、令和8年度に各分野においては当初予算の概要にお示ししているとおり、主要な継続事業のほか新規事業や拡充事業にしっかりと取り組むことで、本町の未来につながる基盤を築き、町民の皆様や事業者の方々のチャレンジを後押しができるものと考えております。

本町が抱える地域課題は様々でございますが、町民の皆様が、周防大島がいちばんと実感していただけるまちづくりの実現に向け、引き続き職員とともに全力かつ夢を持って、町政運営に取り組んでまいれる覚悟でございますので、町議会をはじめ、関係各位のなご一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは続きまして、周防大島町の令和8年度当初予算案につきまして、お手元にお配りをしております令和8年度当初予算（案）の概要により御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

令和8年度予算編成については、これまで掲げてきた「安心・安全づくり」「元気づくり」「未来の基盤づくり」の3つの柱を一層加速させ、「周防大島がいちばん」と実感できるまちづくりを基本に、各種計画を着実に推進するとともに、移住施策の強化、ゼロカーボンシティの実現、DXの推進に取り組み、「たのしい島」「すみたい島」「いきたい島」として地域内外から選ばれる町を目指しました。

また一方、物価や人件費の高騰、公共施設の老朽化や防災・減災対策などにより歳出増が見込まれる中、限られた財源のもと持続可能な財政運営に留意しながら、令和8年度の予算編成を行いました。

予算規模は、一般会計及び4つの特別会計と下水道事業特別会計、病院事業特別会計の2つの企業会計を合わせ、総額318億3,186万5,000円、前年度比2.9%の増加となりました。

なお、水道事業につきましては、令和7年度から柳井地域広域水道企業団へ経営統合しておりますので掲載しておりません。

一般会計につきましては、前年度比11.2%増となる171億5,000万円となりました。

歳入においては、各種交付金は令和8年度地方財政計画を参考に増収を見込みましたが、地方交付税は、令和7年国勢調査による人口減少等による減収を見込んでおり、歳出需要に対し大幅に不足する一般財源は、財政調整基金からの繰入で補うという厳しい財源構成となっています。

このような大変厳しい財政状況の中、大規模改修事業の実施等によって、170億円を超える合併後最大規模の予算となりましたが、米空母艦載機部隊配備特別交付金等の国の補助金・交付金、さらに国の財政措置が手厚い地方債を活用するなど、財源確保に努めるとともに健全財政の維持に留意し、総合計画に掲げる「人と自然が響きあう、笑顔あふれる安心のまち、周防大島」の実現に取り組んでまいります。

一般会計の主な増減要因は、記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計と各特別会計、それぞれの予算の状況をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございます。

1款町税は、前年度とほぼ同額の12億7,905万円を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款地方交付税につきましては、前年度の実績見込みや、国の地方財政計画等を参考に計上いたしまして、10款地方交付税は、2.4%減の72億5,000万円を見込んでおります。

14款国庫支出金は、じん芥処理施設基幹的設備改良事業の財源となる循環型社会形成推進交付金や、医療・行政マース推進事業の財源となる地域未来交付金の計上、米空母艦載機部隊配備特別交付金の当初予算計上分の増加などにより、16.3%増の15億1,516万1,000円でございます。

15款県支出金は、給食費負担軽減交付金の新規計上や、水産物供給基盤機能保全事業補助金の増額計上などの一方、県知事選挙等の選挙委託金の減少などにより、前年度とほぼ同額の8億4,836万4,000円の計上でございます。

18款繰入金は、各基金の取り崩しでございます。24.2%増の20億9,639万6,000円となっております。このうち、財源不足を補うための財政調整基金は、19億697万5,000円を繰り入れることとしております。

20款諸収入は、自治体システム標準化移行経費等に対するデジタル基盤改革支援補助金の皆減などにより、52.4%減の2億7,539万1,000円でございます。

21款町債につきましては、103.4%増の29億8,570万円の計上となっております。じん芥処理施設基幹的設備改良事業、総合体育館改修事業、観光施設改修事業、こちらは道の駅サザンセットとうわ機械設備改修等であります。そしてまた、学校施設改修整備事業、こちらは学校施設のLED工事、下水道接続工事等であります。こちらの財源となる過疎対策事業債がその主なものでございます。

7ページをお願いいたします。

下の表は、自主財源と依存財源に区分したものでございまして、町税や使用料、財産収入等からなる自主財源の比率は23.2%と低い状況であり、地方交付税や国庫支出金、県支出金、町債といった依存財源に頼らざるを得ない財政環境となっております。

以上が歳入の状況でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の状況を目的別にお示ししております。

1款議会費では、大きな増減はなく0.5%増、9,614万8,000円の計上でございます。

2款総務費では、防災行政無線施設管理事業費、地域おこし協力隊経費、出張所業務の郵便局委託関連事業など増額計上となる事業がある中、電算システム管理事業費の減や、令和7年度に計上した若者定住促進住宅建設事業や定額減税補足給付金事業の皆減などにより、21.2%減の22億3,400万5,000円となっております。

3款民生費は、1.7%増の25億9,072万9,000円の計上でございます。社会福祉施設の照明LED化の費用のほか、子育てはじめのいっぽ応援事業や、こども誰でも通園事業、就学前教育・保育施設整備事業、高齢者福祉計画等の策定にかかる費用を新たに計上しております。

4款衛生費は、88.9%増の28億8,464万1,000円となっており、じん芥処理施設基幹的設備改良事業が主な要因でございますが、そのほか新規事業といたしまして、5歳児健康診査やRS母子免疫ワクチン接種経費を計上しております。

5款農林水産業費では、農業振興地域整備計画策定費の新規計上、漁港施設整備事業の増額を計上しておりますが、県営農業基盤整備事業や漁港施設管理事業の減少により、6.3%減の8億3,990万8,000円となっております。

6款商工費では、道の駅サザンセットとうわの改修、竜崎温泉の熱源配管更新などの大型事業のほか、観光交流センター整備に向けた設計業務の新規計上等により、27.2%増の7億3,181万5,000円でございます。

7款土木費では、道路新設改良事業、道路橋りょう維持管理経費を計上しております。河川整備事業の減や、令和7年度に計上した公営住宅長寿命化計画策定経費の皆減などにより、20.5%減の3億8,703万2,000円となっております。

8款消防費は、常備消防経費、消防団活動事業等の計上でありまして、柳井地区広域消防組合負担金の増額等により、6.1%増の5億1,862万6,000円でございます。

9款教育費は、49.9%増の19億2,849万9,000円となっておりまして、主な増額要因は、総合体育館の改修、スクールバスの更新、ICT教育支援事業におけるタブレットの更新等でございます。

なお、新規事業としまして、周防大島高等学校以外の高校等への通学費支援補助金、小中学校防犯カメラ設置に向けた実施設計、中学校部活動の地域展開に伴う補助金を計上しております。

10款災害復旧費は、前年度と同額を、11款公債費は、17億6,739万3,000円を計上しております。

12款諸支出金は、水道事業を除く各特別会計への繰出金、10.7%増の31億4,116万4,000円でございます。病院事業特別会計に対する第2期再編計画支援分としまして、基準外繰出金4億8,000万円が含まれています。

最後に、13款予備費ですが、前年度と同額の3,000万円の計上でございます。

9ページをお願いいたします。

この表は、8ページの目的別の歳出予算を性質別にそれぞれ分類し、計上したものでございます。

増減費の大きい項目につきまして、まず、普通建設事業費は15億4,545万3,000円の増額となっております。

主な増額要因としましては、じん芥処理施設基幹的設備改良事業、総合体育館の改修、道の駅サザンセットとうわの改修、竜崎温泉の熱源配管更新などがございます。

物件費は、情報システム標準化共通化関連経費や医療・行政マース推進事業委託料の減、地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託や、固定資産標準地鑑定の皆減等により、2億6,907万2,000円の減額となっております。

補助費等は、定額減税補足給付金事業が皆減となりましたが、病院事業特別会計への第2期再編支援費4億8,000万円、柳井地域広域水道企業団への建設改良過疎債相当としての補助金、柳井地区広域消防組合への負担金の増などにより、3億8,016万6,000円の増額となっております。

投資及び出資金9,004万3,000円の増額は、柳井地域広域水道企業団への起債償還分の補助金について、令和8年度からは出資金の扱いとしたことが要因でございます。

10ページは、地方債残高の状況でございます。

11ページには、各基金の状況をお示ししております。

財源調整用の財政調整基金は、令和8年度当初予算においては、19億697万5,000円の取り崩しを予定しております。

続きまして、13ページからは、主要事業の概要をお示ししております。

総合計画の3つの基本目標であります、1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりに沿って各事業を分類し、掲載をしております。

なお、今回掲載しております新規事業数は19事業となっております。ただし、照明LED工事をまとめて記載したり、計画策定関連や庁舎関連事業、施設管理・修繕関連は掲載していませんことから、この19事業が本町の新規事業の全てという意味ではございませんことを、何とぞ御留意いただきたいと思います。

それでは、新規事業と拡充事業を中心にいくつか御紹介をさせていただきます。

13ページの産業の振興の新規事業について、1つ目の観光振興ビジョン策定事業は、持続可能で魅力ある観光地域づくりを推進するための中長期的な方向性と具体的な取り組み方針を明確化する観光振興ビジョンの策定に向け、協議をスタートさせるものです。

その下の観光交流センター整備事業は、総合計画に掲げてきた観光交流拠点の充実の実現に向け、情報の発信及び地域交流の拠点となる観光交流センター整備のための設計にかかる経費を計上しています。

拡充事業の周防大島町商工会補助事業は、商工会に対する例年の補助金でございますが、令和8年度は、地域内消費の促進および商業振興を目的として、IC型ポイントカード導入にかかる支援を含んだ予算となっております。今後、地域全体で使用可能な共通基盤の構築を目指し、将来的には町事業での活用につながることを期待されます。

16ページをお願いいたします。

上から2つ目、フェリー航路運賃補助事業は、地域住民の移動手段の確保及び四国エリアからの観光客誘致のため、周防大島松山フェリー株式会社を実施する旅客運賃の割引に対して、町が割引費用の一部を助成する事業でありまして、令和8年度も継続実施いたします。

生活環境の整備の拡充事業2つ目、地方公共団体事務支援事業は、出張所の廃止に伴い、郵便局にて行政窓口サービスの提供を図るための委託料でございます。現在の和田郵便局に続きまして、令和8年10月からの沖浦郵便局、令和9年4月からの白木郵便局でのサービス開始に向け、各種関連事業におきまして、準備経費や開始後の必要経費を計上し、円滑な移行、運営を図ります。

17ページをお願いします。

下から3つ目の継続事業、じん芥処理施設基幹的設備改良事業は、事業費11億8,946万3,000円、3か年の事業の2年目となる大型事業でありまして、可燃ごみ処理施設の延命化のための主要設備や機器の更新を行うものです。

18ページをお願いします。

上から4つ目、公共下水道に係る計画設計業務ですが、本町を取り巻く環境が急速に変化してきたことから、公共下水道の整備計画を改めて示し、将来にわたり安定した下水道事業を目指します。

19ページをお願いします。

定住の促進の新規事業、結婚新生活支援事業補助金は、少子化対策における1つの強化策として、新たに婚姻した世帯に対して、住宅取得費や住宅リフォーム費、または住宅賃貸費並びに引っ越し費用等を助成する事業をはじめます。

拡充事業の地域おこし協力隊事業は、雇用規模を拡大し、さらなる地域力の維持強化を図ってまいります。

また、専門的知識等を有したアドバイザーからの支援を受け、効果的な募集の展開、課題解決に資する人材の確保を目指します。

20ページをお願いします。

次は、学校教育の関係でございます。

新規事業の一番上、高等学校等通学支援費給付金事業は、町内から高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を給付する事業を開始するものです。

3つ目の小中学校防犯カメラ設置事業は、小中学校に防犯カメラを設置するための実施設計でございまして、児童・生徒のさらなる安全確保を目指します。

拡充事業の2つ目の海洋教育パイオニアスクール事業は、海を題材とした海洋教育に取り組み、

持続的な地域創生につながる人づくりと地域づくりの学びを推進するとともに、教職員のスキルアップを図る事業です。3年目、最終年度の令和8年度は、小学校副読本、「わたしたちの大島海洋学習版」の作成にも取り組みます。

継続事業の1つ目、周防大島高校を支援する会補助事業は、周防大島高校を支援する会が行う教育環境の改善等に資する事業への補助金でありまして、御承知のとおり、令和8年4月から山口県立大学附属と法人格は変わりますが、地域に根付いた高等学校の存続、地域活性化の目的にて継続支援するものです。

21ページをお願いします。

上から5つ目の教育備品等購入事業は、昨年度に引き続き、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用し、各小中学校での教材備品や、給食センターにおける機器の充実を図ります。

22ページをお願いします。

上から4つ目の部活動改革事業は、教育改革センター主任、こちら部活動担当を配置し、中学校の部活動の地域展開を目指す事業でありまして、令和8年度に地域展開する種目以外の支援を引き続き実施いたします。

次に、生涯学習の関係です。

拡充事業の1つ目、教育支援活動促進は、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域による学校支援、放課後子ども教室、家庭教育支援活動などの地域学校協働活動を実施するものです。

また、さきの部活動改革事業の成果として、令和8年度から5種目が地域展開する運びであり、地域クラブ運営団体を設立するとともに運営資金を支援いたします。ガバメントクラウドファンディングによる財源確保の強化にも努めながら、さらなる新しい部の創設等の検討も行います。

23ページをお願いいたします。

文化・スポーツの関係でございます。

新規事業、地域活性化起業人制度活用事業は、経験豊かな人材派遣を受け、本町が実施している各種大規模イベントの運営を担う新たな外郭団体の設立を目指します。

一番下の社会教育施設等備品購入事業は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した備品購入を、社会教育施設においても実施しようとするものです。

25ページをお願いいたします。

一番上、継続事業のB&G海洋センター管理運営事業は、昨年度にプールの温水化を実現させておりまして、令和8年度も引き続き、5月から10月までの利用を実施いたします。

次の総合体育館改修事業は、事業費5億2,288万5,000円の大型事業でございまして、昨年度に設計しました施設の外壁、屋根、音響、照明LED化の改修工事を行います。

次に、交流の関係です。

新規事業の1つ目、地域活性化起業人制度活用事業は、先ほども掲載がありましたが、民間企業人材の派遣を受ける事業でありまして、本事業では民間のノウハウや知見を活かし、官民共同のコンソーシアムを立ち上げるなど、町民と行政が一緒になり、持続可能な地域づくりの促進を図ることを目的としています。

26ページをお願いします。

保健・医療の関係となります。

新規事業の一番上、子育てはじめのいっぽ応援事業は、母子の孤立感の解消や切れ目のない支援を実施するため、出生の翌月から1歳の誕生月まで、毎月オムツとおしりふきを支給する事業でございます。産後6か月頃には、こども家庭センター職員が家庭を訪問し、産婦等との面談を行い、おもちゃ等の育児用品を支給するとともに、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整え、切れ目なく寄り添う伴走支援の強化を目指します。

次の5歳児健康診査は、幼児の健康の保持増進を図るため、5歳児の健康診査を通じ子どもの特性を早期に発見、特性に合わせた適切な支援、生活習慣、その他育児に関する指導につなげていく取り組みでございます。

27ページをお願いいたします。

拡充事業の1つ目、医療・行政Ma a S推進事業は、自宅から役場や病院までの移動手段がなくても行政サービスや医療サービスを楽しむことができるよう、医療・行政サービスの機能を持つマルチタスク車両を活用する事業です。

令和8年度からは、災害等で通信インフラが利用できない場合でも活動できるよう、衛星インターネットサービス（スターリンク）を導入し、さらなる利便性向上を図ります。

3つ目の妊産婦アクセス支援事業は、遠方の分娩施設で出産する妊婦に対して、分娩施設までの交通費及び宿泊費の助成を行う事業で、令和8年度は対象を拡充し、分娩時だけでなく、妊婦健診・産婦健診・乳幼児健診時についても助成を行います。

29ページをお願いします。

福祉の関係でございます。

新規事業の2つ目、乳児等通園支援事業は、いわゆるこども誰でも通園制度でございまして、生後6か月から3歳未満児までの乳幼児及び保護者に対し、認可を受けた保育所等の利用が可能となる制度を開始いたします。

なお、適切な遊びや生活の場の提供だけではなく、乳幼児や保護者の心身の状況等を把握するため、面談や情報提供、その他の援助も行っております。

30ページをお願いいたします。

下から2つ目、保育所完全無償化事業は継続事業でございます、保育所無償化の全国的な取り組みがある中、本町においては、副食費の保護者負担等も含めた、いわゆる完全無償化を継続実施してまいります。

31ページをお願いいたします。

防災・消防・救急の関係でございます。

一番下、自主防災組織等の活動支援補助金は、自主防災組織等による訓練経費の一部助成及び自主防災組織に必要な防災資機材購入費を助成する事業でございます、令和8年度も継続して取り組むにあたり、予算枠を増額しております。

32ページをお願いいたします。

交通安全・防犯の関係でございます。

2つ目の自動通話録音機等購入補助金につきましては、振り込め詐欺をはじめとした、電話による特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的に購入費の一部を補助する事業でございます、令和8年度も継続して実施いたします。

最後に、その他として周知がございます。

大島大橋が開通50周年を迎える令和8年7月4日土曜日に記念行事を行う予定としております。開催経費等として200万円を計上しております。

なお、商工会・観光協会・宮本常一記念館でのPR活動も実施される予定でありまして、これら関連経費112万円も含め、ガバメントクラウドファンディングによるふるさと寄附金の募集を行う計画です。

以上、令和8年度当初予算案にかかる主要事業につきまして、いくつか御紹介をさせていただきました。それ以外の事業につきましても、後ほど御高覧いただければと存じます。

なお、以降のページにつきましては、33ページは、米空母艦載機部隊配備特別交付金関連の歳入財源を活用する事業の一覧、34ページは、まち・ひと・しごと創生基金を活用する事業の一覧、35ページは、ふるさと応援基金を活用する事業一覧でございます。

36ページ及び37ページは、参考資料といたしまして、町財政の近年の推移を掲載しております。

以上が、周防大島町の令和8年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、令和8年度各会計当初予算、令和7年度補正予算、条例の制定及び一部改正、財産の無償貸付け、過疎地域持続的発展計画の策定、指定管理者の指定のあわせて36件であります。

議案第1号は、令和8年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は、171億5,000万円となっております。前年度当初予算比17億2,500万円の増額、率にして11.2%の増となっております。

議案第2号から議案第7号までは、令和8年度各特別会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億929万円を繰り入れ、予算の総額は25億3,663万1,000円となっており、前年度当初予算比8,808万8,000円の減額であります。

議案第3号は、令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億7,944万2,000円を繰り入れ、予算の総額は5億4,923万1,000円となっており、前年度当初予算比4,396万3,000円の増額であります。

議案第4号は、令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億2,211万7,000円を繰り入れ、予算の総額は31億4,515万5,000円となっており、前年度当初予算比4,388万2,000円の減額であります。

議案第5号は、令和8年度周防大島町渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から2,277万6,000円を繰り入れ、予算の総額は1億29万8,000円となっており、前年度当初予算比5,405万3,000円の減額であります。

議案第6号は、令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を12億5,477万円、支出合計を11億1,247万円とし、資本的予算については、収入合計を17億7,889万9,000円、支出合計を21億1,093万6,000円とするものであります。

議案第7号は、令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を44億7,475万5,000円、支出合計を43億4,888万3,000円とし、資本的予算については、収入合計を2億1,459万2,000円、支出合計を7億7,826万1,000円とするものであります。

議案第8号から議案第13号までは、令和7年度各会計にかかる補正予算に関するものであり、決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第8号は、令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）であります。

既定の予算から2億5,267万3,000円を減額し、補正後の予算を163億664万3,000円とするものであります。

議案第9号は、令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に5,093万8,000円を追加し、補正後の予算を27億3,301万1,000円とするものであります。

議案第10号は、令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から294万9,000円を減額し、補正後の予算を5億301万1,000円とするものであります。

議案第11号は、令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。保険事業勘定の既定の予算から1億1,588万1,000円を減額し、補正後の予算を33億8,302万4,000円とするものであります。

議案第12号は、令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から154万8,000円を減額し、補正後の予算を1億6,902万4,000円とするものであります。

議案第13号は、令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）であります。業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において、所要の補正を行うものであります。

議案第14号から議案第23号までは、条例の制定、一部改正に関するものであります。

議案第14号周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定については、町内に住みながら高等学校等に通学する生徒の保護者へ、通学費の一部を給付し、経済的負担の軽減を図ることを目的として、当該基金条例を制定しようとするものであります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の提案理由の説明を続けます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどから続きまして、議案第15号であります。

周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和7年10月17日の山口県人事委員会勧告に準じて、職員の通勤手当を改正しようとするものであります。

議案第16号周防大島町高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正については、令和8年4月1日に周防大島町高等学校が山口県立大学の附属高等学校となることから、学校の名称を改正するものであります。

議案第17号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されることとなり、これを受けた地方税法の一部改正に基づき、国民健康保険税の課税項目に、

子ども・子育て支援納付金分を追加しようとするものです。

議案第18号周防大島町スクールバス条例の一部改正については、スクールバス混乗事業白木循環線の停留所の新設・廃止や、東和病院を受診される方の料金の取扱いなどについて改正しようとするものでございます。

議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正については、利用者がいない和田地区体育館を廃止し、有効活用を図ろうとするものでございます。

議案第20号周防大島町火入れに関する条例の一部改正については、林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報等の規定が整備されたことに伴い、本条例中の規定を追加するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第21号周防大島町営橋駐車場条例の一部改正については、使用者が減少している橋地区の西浦駐車場と土居駐車場の使用制限を緩和し、稼働率の向上を図ろうとするものであります。

議案第22号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正については、現在施工中の明新住宅について、戸数など所要の改正を行おうとするものであります。

議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正については、周防大島町病院事業第2期再編計画による周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑の事業廃止に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第24号及び第25号は、財産の無償貸付けについてであります。

議案第24号は旧和田小学校、議案第25号は旧椋野小学校、それぞれの施設にかかる無償貸付けについてお諮りするものであります。

議案第26号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定については、令和7年度末で計画期間を迎える過疎計画を、引き続き5年間の計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号から議案第36号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第27号は屋代山泉センター、議案第28号は神領コミュニティセンター、議案第29号は小松コミュニティセンター、議案第30号は油宇集会施設、議案第31号は小泊集会施設、議案第32号は周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑、議案第33号は周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑、議案第34号は安高地区農事集会所、議案第35号は正分地区農事集会所、議案第36号は鹿家地区農事集会所、それぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、各案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いたします。

続きまして、行政報告を2件申し上げます。

1件目は、林野火災注意報及び林野火災警報制度についてでございます。

国内における林野火災につきましては、年間1,000件を超え、頻繁に発生をしております。こうした状況を受け、国では自治体の火災予防条例を改正して対策を強化するよう消防機関に通知しており、柳井地区広域消防組合においても昨年末に火災予防条例を改正し、令和8年1月から林野火災注意報・警報制度の運用が開始されました。

この改正に伴う制度の運用開始及び内容については、柳井地区広域消防組合から、令和8年1月と令和8年2月の文書配布にて回覧及び各戸配布を行い、皆様へお知らせしたところでございます。

今年の冬は降雨が少ないことも影響し、令和8年2月末までに注意報12回、警報6回の発令があり、制度運用から二月经過の火災発生状況は、下草などが燃えるその他火災が4件発生しました。4件ともに大きな火災とはなりませんでしたが、多発する状況を踏まえ、再度、町のホームページを通じ周知したところでございます。

例年、林野火災は、乾燥し強風が吹く2月から5月頃に集中しておりますので、引き続き広報活動を実施するとともに、さらなる火災予防の啓発に努めてまいります。

2件目は、物価高騰対応重点支援生活応援給付金についてでございます。

本件につきましては、令和8年1月27日の令和8年第1回臨時会で補正予算の御議決をいただき、直ちに申請書等の封入作業を開始し、令和8年2月13日に全7,824世帯へ発送、令和8年2月16日から申請受付を開始いたしました。令和8年2月末の申請状況については4,034世帯で、率にして51.6%でございます。

なお、給付については、令和8年3月10日に第1回目の振り込みができるよう準備を進めております。

また、申請期間は令和8年5月18日月曜日までとしております。

以上、行政報告を2件させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。

日程第5. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第8号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第8号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から2億5,267万3,000円を減額し、予算の総額を163億664万3,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、各事業の事業費の確定及び精算見込みによる補正及び財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、その主なものについて、事項別明細書により御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。

1款町税1項町民税1目個人につきましては、申告所得の増加に伴いまして、普通徴収分で大幅な増加となり、1億3,579万5,000円の増額補正でございます。

2目法人につきましては、建設業等の業績低下に伴い、1,204万5,000円の減額補正となっております。

3款利子割交付金につきましては、年間交付額の増加見込みによる790万7,000円の増額補正でございます。

10款地方交付税につきましては、臨時経済対策費分や給与改定費分など、追加交付の決定に伴いまして、1億8,630万2,000円の増額補正でございます。

13款使用料及び手数料1項使用料につきましては、橘斎場の使用実績見込みの減収により減額補正でございます。

9ページ、2項手数料につきましては、不燃ごみ搬入量の増加に伴い、衛生手数料の増額補正でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金につきましては、各事業の精算見込みにより、民生費国庫負担金総額で142万7,000円の増額補正となっております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの精算見込みによる減額と、10ページになりますが、国の補正予算により追加される社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額がございまして、総額4,579万8,000円の減額補正でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、生活保護システム改修にかかる生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の追加計上と、延長保育促進事業など実績による減額の補正でございます。

3目衛生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、5目土木費国庫補助金は、それぞれの各事業の確定若しくは精算見込みにより、それぞれを減額補正するものでございます。

6目消防費国庫補助金につきましては、住宅・建築物耐震改修等事業交付金及びハザードマップ作成事業交付金の精算見込みによる減額と、国の補正予算で新たに創設された地域防災緊急整備型の地域未来交付金481万8,000円の計上により、総額316万6,000円の増額補正でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国保基盤安定負担金や、11ページにございます後期高齢者基盤安定負担金など事業精算見込みによる調整といたしまして、総額89万4,000円の減額補正でございます。

2項県補助金につきましては、それぞれ各事業の確定若しくは精算見込みによるもので、総額1,679万9,000円の減額補正でございます。

12ページ、3項県委託金は、参議院議員選挙事務の実績に基づく減額や、国勢調査事務の実績見込みによる減額などにより、総額1,132万4,000円の減額補正でございます。

なお、5目商工費県委託金につきましては、片添ヶ浜海浜公園の電気代等高騰にかかる指定管理料として、65万6,000円の増額補正となっております。

16款財産収入は、財政調整基金をはじめ各基金の利子の調整で、総額1,749万5,000円の増額補正でございます。

13ページ、17款寄附金は、ふるさと寄附金見込額の増額補正でございます。

18款繰入金1項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金2億9,364万3,000円の減額補正をはじめ、基金事業それぞれの精算見込み等に伴う調整として減額補正となっております。

14ページ、20款諸収入3項貸付金元利収入は、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる皆減でございます。

4項雑入につきましては、空き缶売却単価の上昇による増収や、陸上競技場・総合体育館の指定管理者から町へ支払う電気料の精算に伴う減額が主なものとなっております。

15ページ、21款町債につきましては、各事業の確定または精算見込みによる財源調整を行っております。

続きまして、17ページからは、歳出でございます。

主な事由につきまして御説明いたします。

1款議会費につきましては、入札による議事録作成業務及び議会広報印刷製本費の減額、研修の中止などによる旅費等の減額が主なものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、会計年度任用職員経費や後納郵便の実績見込みによる減額などにより、行政一般管理経費で減額補正となっております。

18ページ、2目文書広報費につきましては、防災行政無線施設管理事業費における防災行政

無線再整備業務にかかる工事監理業務及び工事請負費の実績見込みにより、減額補正となっております。

3目財政管理費は、地方債借入手数料の減額でございます。

5目財産管理費につきましては、19ページの基金管理経費において、各基金利子の増収による積立金の増額並びに減債基金につきましては、臨時財政対策債償還分の前倒し交付として追加交付のありました普通交付税2,353万7,000円の積立が含まれております。

また、本定例会に基金設置条例として上程しております周防大島町高等学校等通学支援費給付基金に米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として、1,800万円を積み立てるための追加補正も含まれております。

6目企画費、企画一般経費につきましては、周防大島高校を支援する会補助金及び地域経済循環創造事業補助金の実績見込みにより減額となっております。

20ページ、ふるさと応援事業につきましては、12月補正予算においても増額の補正を行いました。さらに、寄附金の増額が見込まれるため、関連経費を増額するものでございます。

企業誘致対策事業につきましては、サテライトオフィスとして利用されている旧和田小学校の高圧受変電設備の改修工事を本年度に予定をし、入札を執行いたしました。2026年度から変圧器の省エネ性能に対して、さらに厳しい水準が求められる基準の見直しにより、現行基準の変圧器の製造が中止され、変圧器の入手が困難な状況となり、入札に対して応札者がなく入札不調となりましたので、本年度の工事請負費を皆減としております。

なお、本改修工事につきましては、令和8年度に改めて新基準で製造された変圧器による入札を執行する予定であります。

定住対策事業につきましては、若者世帯住宅取得応援事業の実績見込み件数の減により、商品券分として報償費を、現金支給分として負担金、補助及び交付金をそれぞれ減額するものが主な内容でございます。

21ページ、空家対策事業につきましては、空家リフォーム助成金及び危険空家等除去事業補助金の申請見込み件数の減による減額が主な内容となっております。

22ページ、若者定住促進住宅建設事業につきましては、明新住宅第4期分の建築工事費及び監理業務の入札結果等による減額補正でございます。

7目支所及び出張所費、久賀支所管理経費につきましては、久賀庁舎の照明設備改修工事の実施設計の結果による工事請負費の減額補正、大島支所管理経費は、光熱水費の実績見込みによる減額が主な内容となっております。

8目電子計算費、電算システム管理事業費につきましては、自治体情報システム標準・共通化環境を利用する中で、ガバナントクラウド上に構築された各種サーバーの構成及び利用時間等を

最適化したことによる利用料の減額が主な内容となっております。

23ページ、DX推進事業は、POSレジ導入業務の精算見込みによる減額でございます。

9目地域振興費につきましては、地域づくり活動支援補助金及び自治会振興奨励金並びに町人会経費の実績見込みによる減額と、地域おこし協力隊経費のうち、24ページの商工関連において、令和7年度の任用予定がなくなったことによる皆減が主な内容となっております。

25ページ、2項徴税費につきましては、修正申告による住民税の還付金の増額と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業であります定額減税補足給付金事業の事業費確定に伴い、関連経費を減額するとともに、国庫補助金の財源調整を行っております。

26ページ、3項戸籍住民基本台帳費につきましては、各経費を実績見込みにより減額するとともに、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修にかかる経費の国庫補助金が、国の補正予算により措置されたため、委託料を追加補正するものでございます。

4項選挙費につきましては、参議院議員選挙経費の確定による減額でございます。

28ページ、5項統計調査費につきましては、国勢調査関連経費の実績見込みによる減額でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、第二次再犯防止推進計画策定業務及び福寿苑デイサービスセンター照明LED化更新工事実施設計業務等、入札減などによる不用額の減額でございます。

29ページ、2目障害福祉費につきましては、補装具費給付費、障害児通所給付費、障害児支援利用計画作成費、療養介護医療給付それぞれにおいて、給付費や利用者の増加に伴う増額でございます。

3目老人福祉費につきましては、老人保護措置費の実績見込みによる増額と、緊急通報システムの利用実績見込みによる減額でございます。

5目介護保険対策費につきましては、介護人材確保事業の実績見込みによる減額でございます。

30ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、子育て施設等利用給付事業の実績見込みによる減額でございます。

3目母子福祉費につきましては、児童扶養手当の実績見込みによる減額でございます。

4目保育所運営費につきましては、私立保育所運営経費における各種補助金等の実績見込みによる減額でございます。

3項生活保護費1目生活保護総務費につきましては、生活保護利用者等が国等を相手に生活保護費の基準引下げについて、その違法性を問う生活保護基準引下げ訴訟の提起がなされておりましたが、令和7年6月27日に最高裁判所は、これらの引下げは違法であると判決いたしました。

これを受けまして、生活保護利用者に対する減額処分が取り消されることとなり、本町におき

ましても対象者への支給額を確定させる必要が生じたので、生活保護システムの改修費用 33 万円を追加計上するとともに、国庫補助金の財源調整を行っております。

31 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費につきましても、実績見込みによる妊婦健診委託料の減額でございます。

3 目環境衛生総務費につきましても、アルゼンチンアリー斉防除用殺虫剤購入の入札減などによる不用額の減額と、公募型プロポーザルにより業者選定を行いました地球温暖化対策実行計画策定支援等業務の不用額の減額でございます。

4 目火葬場費につきましても、大島斎場及び橘斎場における光熱水費など、管理に要する経費の年間実績見込みによる減額でございます。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費につきましても、じん芥処理費におけるごみ袋購入費、ごみ収集処理及び水質検査の入札結果による減額、32 ページからのじん芥処理施設管理経費においては、清掃センター基幹的設備改良工事施工監理など入札結果による減額及び光熱水費など施設管理経費の実績見込みによる減額、不燃物処理施設管理経費においても、施設管理経費の実績見込みによる減額が主なものでございます。

3 目し尿処理費につきましても、し尿処理に要する経費の実績見込みによる減額でございます。

33 ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましても、農業委員及び農地利用最適化推進員の活動実績による講習の減及びサイドブックス導入実績による報償費及びシステム使用料の減額でございます。

3 目農業振興費につきましても、農業振興対策一般経費において、農業部門における事業承継者支援金の実績見込みによる減額、橘地区農産物加工センターなど各地区の農産物加工センター管理経費において、加工用原料費の購入実績による減額、34 ページの特産対策事業においては、新規就農者等産地拡大促進事業補助金など各補助金の実績見込みによる減額のほか、担い手総合支援事業、中山間地域等直接支払事業及び水利施設等保全高度化事業、それぞれ事業実績等による減額補正でございます。

5 目農地費につきましても、農地一般管理経費において、公用車購入費の実績による減額、排水施設管理事業をはじめ各事業の工事費など事業精算見込みによる減額及び県営農業基盤整備事業において、県営建設事業の精算見込みによる負担金の減額が主なものでございます。

35 ページ、7 目農村環境改善センター費については、使用料の増収による財源調整でございます。

2 項林業費 1 目林業総務費につきましても、林業総務一般経費において、地域の様々な課題要望を踏まえた多様な森林整備を行うためのやまぐち森林づくり県民税事業が、各市町への配分方式から民間企業を含めた公募方式へと見直しがされ、県補助金の歳入が見込まれなくなったため、

工事請負費を皆減としております。

36ページの有害鳥獣捕獲事業においては、有害鳥獣捕獲及び鳥獣被害防止策施設等整備事業補助金の実績見込みによる減額、さらに大島大橋の補修工事に伴い、令和6年度に一旦撤去しておりましたサル侵入防止設備を本年度に再度設置する予定でありましたが、大島大橋の補修工事が今年度中に完了しないこととなりましたので、その設置工事費を皆減するものでございます。

2目林業振興費につきましては、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度による調査・測量及び間伐工事の減少、私有林造林事業等補助金の実績見込みによる減額補正となっております。

なお、本年度の森林環境譲与税の歳入見込額を林業振興対策事業費が下回ることとなりますので、森林環境整備基金からの繰入金を皆減とする財源調整を行っております。

3項水産業費2目水産業振興費につきましては、新規漁業就業者確保育成推進事業補助金及び漁業部門の事業承継者支援金の実績見込みによる減額補正でございます。

3目漁港管理費につきましては、各漁港施設の改修や補修にかかる設計業務や工事請負費の実績見込みによる不用額の減額で、これに伴う町債の財源調整を行っております。

なお、国庫支出金153万4,000円は、米空母艦載機部隊配備特別交付金でありまして、歳出の補正はございませんが、三浦高潮対策及び油田高潮対策の漁港施設整備事業にかかる財源調整でございます。

37ページ、4目海岸保全事業費につきましては、国庫補助金の交付決定額にあわせた工事請負費の減額補正でございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費につきましては、消費者行政事業にかかる啓発パンフレットの作成費用など、実績による不用額の減額でございます。

2目商工業振興費につきましては、バス交通対策事業における生活交通路線維持負担金の確定による減額と、物価高騰等の影響を受けている町観光施設の指定管理者に対し、物価高騰影響額の相当分を公共施設管理維持体制強化事業として支援を行うため、総額1,610万円を追加計上するものでございます。

3目観光費につきましては、竜崎温泉のろ過ポンプ改修工事費の実績見込みによる減額と、38ページ、公園等管理経費においては、真宮島護岸手すり設置事業の見直しに伴い、委託料を皆減するとともに、片添ヶ浜海浜公園管理業務で、海水浴場を清掃する海岸清掃トラクター車、いわゆるビーチクリーナーでございますが、これが故障した関係で、清掃業務の人件費が増加いたしましたので、その増加分を委託先に支払うための増額及び電気代等の高騰分として、県から受け入れる歳入額について、委託先に支払うための追加計上と、体験交流型観光推進協議会補助金の実績見込みによる減額補正でございます。

7款土木費1項土木管理費につきましては、コピーパフォーマンス料の不用額を減額するもの

でございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、町道伊保田鯛の峰線分筆登記業務及び公用車購入費用の精算見込みによる減額が主な内容でございます。

39ページ、2目道路新設改良費につきましては、国庫補助金の配分の減額に伴う事業費調整等による減額と、県事業負担金の精算見込みによる減額が主な内容でございます。

3項河川費2目河川建設費及び40ページ、4項港湾費並びに5項都市計画費につきましては、それぞれ県事業負担金の精算見込みによる減額及び増額補正でございます。

6項住宅費につきましては、公営住宅長寿命化計画作成業務の入札結果による減額が主な内容でございます。

8款消防費1項消防費については、災害対策事業費において、洪水ハザードマップ整備の入札結果による減額と、耐震診断及び木造住宅耐震改修補助金の実績見込みによる減額のほか、国の令和7年度補正予算で創設された地域未来交付金を活用し、避難所用資機材を購入するため、備品購入費として963万7,000円を追加計上するものでございます。

9款教育費1項教育総務費につきましては、廃校利用対策経費において、旧油田小学校の貯水槽蓋に亀裂等が確認されましたので、修繕費を増額、学校環境整備経費においては、小中学校の空調設備改修工事实施設業務の実績見込みによる減額、その他、適応指導教室事業及び検定支援事業をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

42ページ、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校施設管理経費において、各小学校における新年度までの対応が望ましい追加の修繕として、修繕費126万2,000円の増額が主な内容で、小学校各種検診業務事業においては、フッ素洗口、胃検診の委託料を実績見込みにより減額するものでございます。

2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額補正でございます。

3項中学校費1目学校管理費につきましては、小学校と同様、検診業務の実績見込みによる減額補正でございます。

2目教育振興費も同様、就学援助費を減額するとともに、43ページ、県体等派遣補助金の実績による減額補正でございます。

4項社会教育費3目図書館費につきましては、久賀図書館玄関自動ドア取替工事の実績による減額補正でございます。

5目社会教育施設費につきましては、物価高騰等の影響を受けている社会教育施設の指定管理者に対し、物価高騰影響額の相当分を社会教育施設管理維持体制強化事業として支援を行うため、総額350万円を追加計上するものでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、各スポーツ大会への派遣などにかかる報

償費の実績見込みによる減額補正でございます。

2目体育施設管理費につきましては、総合体育館・陸上競技場の光熱水費の実績見込みによる減額と、下水道への接続により浄化槽維持管理料が不用となったことによる指定管理料の減額補正でございます。

3目学校給食費につきましては、大島学校給食センターにおいて、44ページ、ガス使用量の増加に伴う燃料費の増額と、蒸気を入れながら焼き魚などを調理するためのオーブンが故障いたしましたので、その修繕費5万円を追加計上するものでございます。

11款1項公債費1目元金及び2目利子につきましては、それぞれ実績見込みによる長期借入金元金及び利子を減額補正するものでございます。

12款諸支出金1項繰出金につきましては、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整及び病院事業特別会計におきましては、第2期再編計画を支援することを目的として繰り出す2億円が含まれておりまして、下水道事業特別会計を除く全会計で総額1億6,998万8,000円の増額補正でございます。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

4ページは、地方債補正となっております。総務債、水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債の補正に伴いまして、限度額の変更を行うとともに、農業債につきましては、土居中排水機場排水路改修工事の皆減によりまして廃止するものでございます。

以上が、令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げまして補足説明といたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4点ほどお尋ねをいたしますが、20ページの企業誘致の関係で、ワーケーションIsland補助金が230万円減額となっておりますけれど、これの詳細、どういう理由で減額になったのか御説明をお願いします。

21ページの空家対策事業が691万8,000円の減額ですが、当初予算の56%減額ということで、このニーズというのは非常に高いと思われませんが、この予算の執行率が低かったということは、どういう理由があると分析しているのか、御説明をお願いします。

37ページの公共施設維持体制持続化支援金ですが、物価高騰対策という御説明だったが、まず、1つの施設なのか。複数の施設であれば、どこの施設にどれだけの補助金を出すのか。それと、この根拠規定は周防大島町公共施設維持体制持続化支援金交付要綱だと思いますが、これに

基づいてこの物価高騰支援金を、公共施設維持体制持続化支援金を支出するというところでよろしいのかどうなのか、その辺を確認させてください。

もう1点、41ページの避難所用資機材、これは時期としていつ頃、どこにどれだけ配備をされるのか、その辺を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） まず、田中議員から御質問のワーケーションの補助金についてお答えいたします。

今回、補正で290万円ほど、二百数十万円ほど減額ということになっておりますが、こちらの実績でいうと、令和7年度については7件の実績がございまして、補助金額については、令和8年2月までで68万4,000円となっております。これは令和6年度と比べたら、補助金額については、約倍ぐらいの金額で増えてはおります。

予算計上時には、この支援額の最大の金額であります30万円の10件ということで予算を計上しておりますが、実際、利用される方の補助金の平均について、実績の平均について見ますと、大体7万円ぐらいとなっております。

担当課としても、周知活動についてはホームページ等で周知をしたり、町人会でこういったチラシがあるのですが、ワーケーションの補助金を町人会や県の東京事務所、それから町内の宿泊施設、それから宇部空港や岩国錦帯橋空港などに配布をして、周知はしておるところですが、令和6年度に比べたら若干伸びておって、周知が若干行き渡ってはいるのかというところではあるが、なかなか皆さんに知れ渡るところまでは行っていないというところで、この事業が終わりましたら、また詳細な分析というのはしなければならぬとは考えております。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 田中議員から、37ページの公共施設維持体制持続化支援金、この件でどの施設に幾ら、また、周防大島町公共施設維持体制持続化支援金交付要綱に基づいているのかという質問で、まず商工観光課が所管します4つの施設、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設に450万円、竜崎温泉潮風の湯に650万円、サン・スポーツランド片添に150万円、周防大島町総合交流ターミナル、道の駅サザンセットとうわに360万円です。

次に、周防大島町公共施設維持体制持続化支援金交付要綱に基づいているのかという質問でございますが、これに基づいて行っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 神戸空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（神戸 和雅君） ただいま田中議員から御質問いただきました空家対策事業におけるの不用額が600万円程度あるわけですけれども、主には、負担金、補助及び交付金の

空家リフォーム助成金と危険空家等除去事業補助金が大きな減額ということになりました。

当初予算では、空家リフォーム助成金については25件、それから危険空家等除去事業補助金については25件の予算を組んでおりましたが、実績は、空家リフォーム助成金が、今のところ13件、それから危険空家等除去事業補助金については10件ということで、思ったほど助成をいただきたいという申請が少なかったということになっております。

原因といたしましては、昨年度は、思ったよりかなり多くありましたので、今年度も多くあるだろうということで、昨年度の実績よりも多めに予算を組ませていただきましたけれども、申請が思うように伸びなかったという結果でございます。

空家定住対策課としては、こういった空家対策の事業については、税務課が送付する固定資産税の通知の中にチラシを入れて周知を図っているのですがけれども、なかなかそれをうまく見ていただけなかったのか、まだ対象者が少なかったというのが現状になっておりますので、今後は、そういった啓発も含め、申請いただけるように、分かりやすく皆さんに周知していくように心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員から御質問がありました地域未来交付金を活用した避難所への備品設置の詳細についてお答えさせていただきます。

今回、購入予定している備品につきましては、国の補助金の事業要綱に基づいて指定されている備品のうち、本町で喫緊にそろえたほうが良いであろうと考えたものとして、テント式のパーティションと簡易ベッドを主に考えております。

それぞれ数につきましては、簡易ベッドが220台、テント式パーティションが110張を考慮しております。場所につきましては、本町で台風等の災害が予想されるときに緊急的に開設します11か所の避難所に、とりあえずは保管をしたいと考えております。

そのほかにも指定避難所がございますので、もしそういった施設を開設するようなことが起きた場合には、その11か所の避難場所から運ぶということで、なるべくすぐに運べる体制を取りたいというところで、この11か所に設置をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ワークेशनI s l a n d補助金の関係ですが、そもそもこの補助金の補正ですけれど、簡単で結構なので、どういう内容の補助金なのか。先ほどの御説明で、実績は1件30万円という当初予算の見積りに対して、実績は平均7万円程度と随分と乖離がある。この辺は、どういう補助要綱というか補助対象なのかということも含めて、果たして、この

30万円の見積りが適正なものなのかどうなのかも含めて、そこら辺の周知不足もあるのでしょうか、そこら辺にも何か原因があるのではなからうかと思われまますので、そこら辺も含めてもう1回、御答弁をお願いします。

リフォームの空家対策のところは、周知不足が原因かというような御答弁でしたけれど、今後、周知を心がけるといことですが、そこは現在、納税通知書にチラシを入れるといこととをされているようですが、それ以外で、新しくどうい工夫をされるのか、その辺を御答弁ください。

もう1点は、公共施設維持体制持続化支援金について、要するに指定管理施設といことなので、まず、それぞれの4つの施設のこの金額といのがどのように算定されているのか。次に、この4つの施設は指定管理施設なので、こういう物価高騰対策の際には、協定の中で対応する規定になっているはずですが、それを使わずに公共施設維持体制持続化支援金を使うといところは、どのように整理をされているのか。

もともと、この公共施設維持体制持続化支援金は新型コロナウイルス感染症対策の支援金交付要綱として定めたものと、私は受け止めておりますので、それをいつまで使うのか。そもそも指定管理施設だから、協定の中で定められているものであるから、これではなくて、協定の中できちんと物価高騰なら物価高騰の対策を講じるべきではないのですかといこととお聞きしているもので、そこらを踏まえて、もう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 田中議員の御質問にお答えします。

まず、ワーケーションの補助金の対象者については、町内の宿泊施設に宿泊してワーケーションを実施する、町内に拠点を有していない企業及び団体といことになっております。

補助金の内容についてですが、本町との往復に要する交通費、町内の宿泊施設に泊まる際の宿泊費、レンタカー等を使われた場合はレンタカーの借上料、会議室とかワーキングスペースなどを借りられた場合はワークスペースの利用料などが、補助金の内容となっております。

これらをあわせまして、ワーケーション実施1回につき30万円を限度といたしまして、同一年度内に2回まで申請が可能とい制度となっております。

金額等々や内容の周知が、まだ不十分ではないかとい御指摘が、議員からありましたが、この点に関しましても、内部で周知方法や中身の金額がこのままでいいのかなどについて、また、検討をさせていただければと思ひます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 神戸空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（神戸 和雅君） ただいまの空家のリフォーム助成、それから危険空家の解体の補助を、今後どのように啓発を図っていくのかといこととでございましたけれども、これか

ら来年度予算の審議をしていただくことになるわけで、空家の解体の補助について、今現在、上限は30万円ですが、50万円に引き上げるとしております。これにあわせて、しっかりとこのことを皆さんに周知しまして、注目していただいて、あわせてリフォームについても同じように注目していただき、いま一度、危険空家に対する意識啓発を図って行って、申請者の増加に努めていきたいと思っております。

以上です。（「どういう方法で」と呼ぶ者あり）方法ですか。方法については、いろいろあるかと思いますが、ホームページ等は当然ですが、やはり相談に来た方にしっかり説明することかと、今、思っております。相談に来ていただけるように、空家定住対策課の事業というものを、しっかりお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 1つ目は、金額の確定、計算方法ということで、まず、指定管理料を算定するときに維持管理経費をこれぐらいというのを設定しますが、それと令和7年度の実績及び見込みの額を比較しまして、その差額を計上しております。

それともう1点、なぜ要綱と協定書——協定書に基づいてやるのが本来、筋ではないかということですが、その点につきましては、今、全く同じものが協定書の中にもありまして、新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少や、想定外の物価高騰等による経費上昇などによるものというのがありまして、どちらを使うかというところで、根拠はございませんが、今回は周防大島町公共施設維持体制持続化支援金交付要綱を適用させていただいたという形になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の指定管理の部分ですが、これいつもの話ですが、要するに、指定管理料算定の際も差額を計上するということになるのと、結局、そこに指定管理者サイドでの経費削減の抑制が効かない。結局、上がった分、支出が増えた分は町で賄ってもらえるというそういう発想では、そこに抑制力が働かないと思われまますので、それは今後、その算定方法とか、こういう予算のつけ方について検討されるかどうか。

それと、公共施設維持体制持続化支援金の交付要綱では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少や燃料価格等の高騰により業務の体制を維持することが困難になったと、公共施設の——とあります。まずは、この新型コロナウイルス感染症の対応、燃料価格等の高騰というのが、この趣旨であります。それと趣旨が——意義が違うと思うが、さき程、松村産業建設環境部長は同じものだと言われましたけれど、協定とこの交付要綱の趣旨、目的というのは全く

違うものだと思いますが、それでもあえてこの協定で定めたものを——やはり協定が一番最優先されると思うのですが、それで、賄えないものがあれば、ほかのこういう要綱内でも仕方ありませんけれど、協定で賄える、対応できるものであれば協定で対応すべきだ。それでも、周防大島町公共施設維持体制持続化支援金交付要綱を使うのであれば、そこはやはりきちんと理論というか、理由を整理しておかなければいけないと思いますけれど、今、私がこうやって申し上げたことに対しても、それでも協定と中身は一緒だから、特に理由はないけれど交付要綱を使うという御答弁でよろしいかどうか、最後に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） まず最初の指定管理料の計算等も含めて、これは今後、検討が必要だと考えております。

次の交付要綱なのか、協定なのかというところは、しっかり整備していく必要があると思いますので、今後、しっかり対応させていただきます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私からも、数点御確認したいことがありますのでお伝えします。

16ページの公共施設等解体撤去事業についてです。こちらが1,730万円の減額になっているかと思うのですが、こちらは説明でもあったかと思うが、聞き逃したかもしれないので恐縮ですが、これは予定の解体は全て行ったけれども、実績として減額になったのか、予定されているところの一部を解体しなかったことによる減額なのかを教えてください。

37ページの海岸保全整備事業と39ページの道路新設改良事業についてです。こちら国からの交付決定額の減額、予定していたよりも国からの交付金が少なかったことにあわせて、工事請負額を減額したという御説明、両方ともそうだったと思いますが、結局、その金額を減額したことにあわせて、予定していた工事の規模自体も縮小するという理解でいいのか教えてください。

38ページの体験交流型観光推進協議会への補助金でございますが、これが当初の3分の2にまで減額されているということになります。実績見込みでとのことでしたが、これも予定した事業ができそうにないからということなのか、やったけれども安く済んだということなのか、そちらを教えてください。

44ページの病院事業特別会計への繰出金の補正額の財源内訳を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 白鳥議員の御質問にお答えしたいと思います。

体験交流型観光推進事業の予算の減額でございますけれども、まず、予定をしておりましたプロモーション活動とかもございましたけれども、今回は、関東圏のプロモーションに注力をいた

しまして、予定しておりましたほかの地域のもは、取りやめたというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 今尾財務課長。

○財務課長（今尾 勝則君） 2点ほど御質問がございまして、私から御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど16ページの公共施設等解体撤去事業で大きな減額がされているところでございますが、こちらは当初、ここはトイレの一部を残す形で、大部分は解体してトイレを残す形の改修は行うというところではございました。当初、ここは町債、起債ですが、過疎債の中に区分がございまして、ハード的なものをやる過疎債か、あるいはソフト的な事業をやるかということで、解体に着目するとソフト事業になる。それが、ソフト事業では改修的なところが取りづらいというような、中身的になってきたものですから、ソフト事業的なところは落として、別の項目のところでは年間の増減がありますので、そちらに振り替えてと言いますか、事業としては解体の事業は進んでいるというところではございます。財源振替というようなイメージでございます。

もう1点、病院事業特別会計に繰り出すお金についての財源ということでございました。財源としましては、700万円の起債の調整、今申し上げた過疎債のソフト事業枠で、病院事業局が医師を確保する事業に過疎債、少しハード的なイメージがあるかもしれませんが、ソフト事業の過疎債もございまして、その中の事業費が少し上がりましたので、700万円は充当しておるところでございますが、そのほかにつきましては、予算上は一般財源的な扱いになっております。

ただ、実質的な中身としましては、基準のルール分において、特別交付税の病院事業分が増えたというところを、3月補正でプラスマイナス調整するようにしておりますので、財源充当とは見えませんが、実態には特別交付税が増えて、そのうち病院事業分を渡すとか、そういう中身の調整を行った結果でございます。

なお、先般からの会議等ではございました第2期再編計画の関係で、令和7年度そして令和8年度と、病院事業に一般会計から支援しないと病院事業が太刀打ち——今後の再建が困難だということではございましたので、そのうちの1つ、令和7年度分が2億円ほどこのたび入っているという形になっております。

以上でございます。（発言する者あり）最初に申し上げました過疎債の振り分けと言いますか、減額が大きいと言ったところは、八幡生涯学習のむらの館の一部を解体しつつ、トイレ部分と電源部分だけは残してというところの話ではございました。失礼いたします。

○議長（荒川 政義君） 江口施設整備課長。

○施設整備課長（江口 光幸君） 白鳥議員の海岸保全整備事業、それから道路新設改良事業の工事請負費の減額についての御質問だったと思っておりますが、白鳥議員お見込みのとおり、国庫補助金

それから国庫交付金が減額配分となりましたので、これにあわせた事業費に調整しておるところであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

順番が前後しますけれども、今お答えいただきました海岸保全整備事業と道路新設改良事業ですが、国からのものにあわせて事業費を調整したということまでは御回答いただいたのですが、その結果、予定していた事業の一部を行わないことになったのか、全てを安上りにしたのか、そのあたりのことを教えていただけたらと思います。

体験交流型観光推進事業の補助金の減額は、プロモーションのうち関東圏に重点を置いて、ほかの予定したところはしなかったというのは、当初はもう少し広くプロモーションを予定していたけれども年度の途中で方針を転換して、関東圏に注力して、ほかのエリアには行かなかった、途中で方針を転換したということでもいいのか教えてください。

病院事業への繰出金の財源ですけれども、700万円分は過疎債のソフト事業枠を使う。あとは、基準内の特別交付税の病院にもともと行く部分と、第2期再編計画分が、あと2億円とお伺いしたと記憶しているのですけれども、第2期再編計画分の2億円はその基準内なのか、基準外で別途なのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 江口施設整備課長。

○施設整備課長（江口 光幸君） それぞれの事業におきまして、工事の進捗ということによろしいでしょうか。（発言する者あり）海岸保全整備事業の中でも、海岸保全が80%の補助配分率で、それから海岸メンテナンス事業につきましては50%の配分率であります。さらに、道路新設改良事業で言いますと、約40%の配分率でありましたが、この事業費にあわせて工事を進めておりますので、その進捗率についても、やはりそれぞれの配分率に伴ったものの進捗となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 今尾財務課長。

○財務課長（今尾 勝則君） 先ほど、一般財源かどうかを詳しく申し上げませんで、申し訳ありませんでした。

今回の病院事業に対する3月補正の内容としましては、まず過疎債のソフト事業分の調整と、それから基準内の部分で特別交付税部分の調整、この特別交付税部分の中身については、結果、今回はマイナスの調整になっております。

これに加えて、初めて基準外といたしまして、第2期再編計画を支援する目的で、2億円が一般

財源ということで計上、これらを全て足しまして、今回の予算計上額の2億332万6,000円になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 白鳥議員の御質問にお答えしたいと思います。

プロモーションに関しましては、広島のパイエリアに団体がございまして、そちらに本町も参加しておりますけれども、そちらからの調整もございまして、そのような形を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第6. 議案第9号

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第9号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第9、議案第12号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） それでは、議案第9号から議案第11号までの補足説明をいたします。

議案第9号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入においては特別交付金、国民健康保険基金利子、一般会計繰入金金の増額、歳出においては、国民健康保険基金積立金、病院事業特別会計繰出金の増額、保険給

付費、特定健康診査等事業費の減額によるものでございます。

それでは、補正予算つづりの45ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,093万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,301万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、国保診療施設・設備整備分の交付申請額の確定により、特別交付金を4,443万9,000円増額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増額でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を559万9,000円追加計上いたしております。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により1節から6節までの各繰入金の額を補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、出産見込数の減に伴い300万円減額いたします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は、財源調整を行っております。

4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、保健師資格のある会計年度任用職員の募集に対し応募がなかったため112万1,000円を減額いたします。

5款基金積立金は、利子収入及び財源調整等のため1,062万円を増額いたします。

53ページをお願いいたします。

6款諸支出金2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に伴い、4,443万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第10号令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては後期高齢者医療保険料の増額、保険基盤安定繰入金の減額、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの55ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ294万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億301万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより、1,217万9,000円を減額し、2目普通徴収保険料は1,595万2,000円を増額するものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金2目保険基盤安定繰入金は、県広域連合の決算見込みにより672万2,000円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金672万2,000円を減額し、後期高齢者医療保険料377万3,000円を増額し、合計で294万9,000円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要であります。

続きまして、議案第11号令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの63ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,588万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,302万4,000円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

事項別明細書の69ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みにより減額補正いたします。

2項国庫補助金1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより減額補正いたします。

3目保険者機能強化推進交付金及び4目介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付決定によりそれぞれ139万1,000円と319万2,000円を計上しております。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

70ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金及び2項県補助金1目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金及び71ページの5目その他一般会計繰入金は、実績見込みにより減額補正いたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みにより減額補正いたします。

9款財産収入は、基金利子の増額に伴い増額補正いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

1款総務費3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正いたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みにより9,688万1,000円を減額補正いたします。

2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより減額補正いたします。

73ページをお願いいたします。

2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込みにより増額補正いたします。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、実績見込みにより減額補正いたします。

2目高額介護予防サービス費は、財源調整を行っています。

74ページをお願いいたします。

4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費及び2目高額医療合算介護予防サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費及び2目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより減額補正いたします。

75ページをお願いいたします。

3款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子の増額補正でございます。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。

76ページをお願いいたします。

2項1目介護予防事業費は、財源調整を行っております。

3 項包括支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。

2 目任意事業費は、財源調整を行っております。

3 目地域包括支援センター運営事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。

77 ページをお願いいたします。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費から 7 目認知症総合支援事業費は、財源調整を行っております。

4 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、財源調整を行っております。

以上が、令和 7 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 9 号から第 11 号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 議案第 12 号令和 7 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの 79 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 154 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,902 万 4,000 円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、公課費及び燃料費の減額調整並びに財源調整でございます。それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

84 ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を 154 万 8,000 円減額し、財源調整をしております。

次に歳出でございます。

85 ページをお願いします。

1 款事業費 1 項事務費 1 目総務費、総務一般経費の公課費につきましては、消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う減額となっております。

1 款 2 項事業費 2 目情島航路運航費につきましては、実績見込みによる燃料費の減額となっております。

2 款 1 項公債費 2 目利子につきましては、償還利息の実績見込みによる減額となっております。

以上が、令和 7 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましての概要でござ

ざいます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第9号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第12号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終結いたします。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第10. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第13号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第13号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

この予算は、経営改善推進事業債の借入額の確定、特別交付税の確定、一般会計からの第2期再編計画支援に伴う追加の繰入金、その他事業費の確定に伴い補正を行うものです。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、（9）主要な建設改良事業について、入札減等による事業費の減

少に伴い、病院改築工事では173万8,000円減額補正し594万円、医療機械器具及び備品購入については7,874万5,000円減額補正し3億7,226万4,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条本文を改め、企業債（経営改善推進事業）3億3,400万円を借り入れることとしております。

2ページをご覧ください。

収入につきましては、特別交付税の確定、一般会計からの第2期再編計画支援に伴う追加の繰入金などによる他会計補助金の増加、山口県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金等による補助金収入の増加、過年度奨学金返納等による特別利益により、合計2億5,479万8,000円を増額補正し、総額を44億5,893万4,000円としております。

3ページをご覧ください。

支出につきましては、機器等の廃棄処分の確定により、支出合計で258万1,000円増額補正し、47億441万5,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文の括弧書を改め、収入につきましては、建設改良費の事業費減少に伴う企業債の減額、器械備品整備に対する国民健康保険給付費等交付金の交付額確定、未利用医師住宅の売却中止により、4ページをご覧ください。合計で1億7,296万6,000円減額補正し、3億3,810万円としております。

支出につきましては、入札減等による事業費の減少等により、合計で8,048万3,000円減額補正し、10億6,587万4,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の事業費減少、経営改善推進事業費の確定により、合計で8,040万円の増額補正し、6億2,770万円としております。

5ページをご覧ください。

第6条の他会計補助金について、特別交付税の確定、国民健康保険給付費等交付金の確定や一般会計からの第2期再編計画支援に伴う追加の2億円の基準外繰入などにより、合計で2億9,216万5,000円を増額補正し、15億1,633万8,000円としております。

附属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第13号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第13号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 失礼いたします。1点お伺いいたします。

4 ページに、企業債の御説明がございました。経営改善推進事業債を補正でもう少し——大分増額して合計で3億3,400万円、企業債として借入れとなるという予算案でございますけれども、この経営改善推進事業債というのは利子が発生する借入れになると理解しているのですが、それで合っているのかどうなのかということと、例えば、これ将来的に返済がいつからはじまるのか、そして、その返済に充てる原資というのは、例えば過疎債のように交付税措置がされるような債券なのか、それとも病院事業の経営努力で返済の原資を生み出していくと、そういう性質のものなのか、そのあたりを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

経営改善推進事業債につきましては、いわゆる今回、我々第2期再編計画を策定しております、一定程度経営改善をするという、そういった数字がございます。その経営改善の数字見込みを目標に、この上限といわゆる資金不足額を比較して少ないほうになるのですけれども、そこを上限にお借りすることができるということでございます。

なお、先ほどのこの経営改善推進事業債については、そういった経営改善をすることで借りられるということがございますので、この起債にあたって、何か借りることによって財源が当たるというものではございません。繰返しになりますけれども、第2期再編計画を実行することによる経営改善、こちらを原資に返済するということになっております。

なお、返済については、借り入れた翌年度から15年で償還するという計画としております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第11. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第14号周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第14号周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定について補足説明をいたします。

議案つづり4ページをお願いします。

この基金は、周防大島町内に住みながら高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費用の一部を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることを目

的に、防衛省の米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として基金を造成するものでございます。

条文の内容は、第1条におきまして設置の目的を規定し、第2条におきまして積立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では処分、第6条では委任についてそれぞれ規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行させようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 3番、山根耕治であります。なかなか慣れなくて失礼しました。

まず、周防大島町高等学校等通学支援でありますけれども、高等学校に限らずほかの学校もということで、等がついているのだろうと考えます。そのときに、どこまでがその範囲になるのか、ある程度教えていただければと思います。

例えば、島外の中学校に通っておられる方がいたり、それから来年度から岩国高校が中高一貫校になり、今年それを受験した方がいらっしゃるかどうかは分かりませんが、将来的に、岩国高校での中高一貫校を目指す子どもが、もしかしたら出てくる可能性というものもございません。

また、島外のほかの中学校や、私立だつたりに通っている子どもさんもいらっしゃると思います。そういった中学生は対象になるのかどうか。

それからもう1つが、この基金で支給される額については、どの程度考えておられるのか。年間で何万円程度になるのか。この2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 山根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高等学校等ということでございますけれども、この等は、どこまで含まれるのかという御質問だと思いますが、これにつきましては、学校教育法第1条に規定する高等学校、これは山口県立大学附属周防大島高等学校は除くことにしております。それと高等専門学校は第3学年までとしております。そして、特別支援学校の高等部を、この給付金の交付の対象範囲としております。

現在、中学校については、この給付金の交付の対象にはしておりません。

以上でございます。

支給額についてでございますが、現在の山口県立大学附属周防大島高等学校につきましては、定期券の3割で上限5万円としておりますので、その金額と同額を支給予定としております。

また、年間の予算につきましては、基金の積立は、600万円掛ける3年分を基金として積み

立てる予定としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。以前の監査のときに、私からいろいろとお話ししまして、その結果、受けていただきまして大変ありがたいところでございます。

一応、周防大島高等学校、県立大学附属高等学校の支援に合わせた形ということにはなっているとは思いますが、やはり今後、子どものいろんな教育の形でありますとか、いろんな進学の形は変わってくると思います。そのときに柔軟に対応できるように、早い段階から高等学校に相当するものだけでなく中学校も加えていただくよう、これは要望としてつけ加えて、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時 31 分休憩

.....
午後 1 時 32 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回、新たに条例を制定して、基金も新たにつくるということになっているのですが、既存の周防大島高等学校への通学費支援と中身が、金額を含め一緒と理解しました。対象が、周防大島高等学校については、島外から周防大島高校に通う方も対象になっているというところは違いますけれども、こちらは一本化せずに、わざわざ分けて運用することにした経緯や理由があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

周防大島高等学校の通学支援費につきましては、当時、町内唯一の普通高校である周防大島高等学校の存続発展を図ることを目的として、周防大島高等学校に在学する生徒の保護者に支給をするということで、平成 28 年度から給付をはじめたものでございます。

これにつきましては、周防大島高等学校を対象とした独自の給付の制度でございますので、この制度につきましては、そのまま残しておこうということにいたしました。

このたび新たに町外の高等学校等へ通学する生徒の保護者に対しての通学支援費の給付についてでございますが、これにつきましては、近年の物価高騰や燃料費の上昇により、高等学校等への通学費が家計を圧迫している状況を鑑みまして緊急性が高いと判断し、町内に居住し、町外を含む高等学校等へ通学をしている生徒の保護者へも給付をしようとするものといたしましたものでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。周防大島町高等学校等通学支援費給付基金の条例自体に条例の目的が何も書いていないので何とも分からないところではあったのですが、既存の周防大島高等学校に通学する場合の支援は、どちらかという学校存続のためということが目的であり、今回のものは物価高騰等による家計圧迫への対応と理解いたしました。

あと物価高騰で家計を圧迫し緊急性が高いということは、これは一定程度、そういう状況を脱したらなくなる想定なのか、どのように考えておられるか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） このたびの高等学校等へ通学する生徒の通学支援費の給付につきましては、今後もしできる限り続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 補足をさせていただきますけれども、この周防大島町高等学校等の通学支援費給付、こちらは新たな試みということで、そして、米空母艦載機部隊配備特別交付金を充てることができます。よって、この子育て支援、子育て教育支援の一環として、しっかりと続けていく、今後も続けてまいりたいと、そして、周防大島町に高校生世代がしっかりと住んでいただく、周防大島町に住んでいることによって不利にならないように、しっかりと支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 町長の御答弁で納得いたしました。ぜひこれ、今から広報していくことになろうかと思っておりますけれども、町がこれを設置して事業として新たにはじめる思いでありますとか意義を、今のような形で発信したほうが、メッセージ性も強くなりますし、事業を補助するということは、ほかの住民の方々にとっては、高校生のためだけの支援を何でわざわざするのかという部分になりますので、物価高騰の緊急性が高い支援という側面もあろうかと思いますが、町の施策の柱の子育て支援の一環であるというメッセージは強く発信したほうが、せっかくやるのであれば効果が増すのではないかと思いますので、こちらは、意見として、要望としてですけれども申し添えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点というか、1点ではないですけど、まず、町外への通学支援というのは、どこまでの範囲を町外として定めておられるのか教えてください。

次に、経済的負担軽減、通学費が負担になるからその軽減対策として行うという御説明でしたけれど、そういうことになる、保護者への支援なので通学費だけではなくて、いろいろな面で物価高騰で影響を受けている。何故、通学費だけ特別に支援するのかというところがよく分からないというのと、もう1点は、周防大島高等学校、山口県立大学附属高等学校に支援する制度は今までもありました。それは要するに周防大島高等学校に来る生徒、保護者を支援、政策の趣旨があると、簡単に言えば、周防大島高等学校に来てくださいという施策です。

この今回の給付金は、町外の学校に行ってくださいというか、言い方によれば、どんどん推奨しまししょうとも受け取れる。町外に保護者家族が出ていくのを阻止するのだという言い方もあるかもしれませんが、その一方で、町内の学校にどんどん来てくださいという施策の趣旨がありながら、もう一方では町外の学校に行ってくださいというのか分かりませんが、受け取り方としては、そのように受け止められるという、少し矛盾するところがあるのではないかという私の受け止めなので、それを払拭するような御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 今の御質問にお答えいたします。

片方が来てくれで、片方がどんどん出てくれという捉え方ができるということだと思っておりますけれど、私も初めてこの制度を見て、さらに当時の議会で一般の高校に外に出る人達もフォローしたらどうですかという意見があったときに、ああ、矛盾するなと私も思ったのですが、私の考え方は、町にいる資源というのは、人・物・財源・情報の中の人をできるだけたくさん残したいという形で、残すと考えたときに、外から優秀な子が来てくれれば、その子達のアイデアで町内の活性化ができるかもしれない、こういう意味があります。

この出て行ってくださいというほうは、住んで出て行ってください、住んで学力をつけて、また帰ってきて——部活動も今変えていますけれど、その部活動にも高校生が入ってくれてアイデアをください。町のその人的な能力の総和を増やしたいという感覚で、私は自分の中で整理をして、今回の制度ができたと思っています。

お金のこととか、どこまでの範囲にするかはいろいろありますけれども、考えとしては、優秀な人来てください、そして切磋琢磨して残って、子どもは、また外の行きたいところで、その子の特性、思いに合った教育を受けてください。そして最後また大島を大事にしてくださいという形になるといいなと思ったところであります。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 町外への通学支援の基準というところがございますけれども、町外については、特にどこまでという基準は設けておりません。ただ、予算上は、公共交通機関を利

用して、バス、電車等を利用して通学できる範囲というところで、大体、岩国市から周南市を想定して予算は計上させていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 具体的な話よりも、その政策のあり方というんですかね、端的なことを申し上げて、新型コロナウイルス感染症対策のとき、要するに、これは町外の属地主義なのか、町内の事業所へ来てくれる方とか、逆に言えば町外へお勤めの方は、町民であっても支援しませんということだったと思う。それは政策として1つの思想があって、そういう判断をされたのだと思うが、今は全く逆なので、そういう判断をすることに変えたのですかということを知りたいので、変えるなら変えるで、今の経済的負担軽減、何で保護者だけなのか。いろんな面で経済的負担は高まっているはずです。今回、保護者だけにする理由、そういう大きな政策の中で、今の趣旨の話等含めて、今後は、例えば学校だけでなく、いろいろな面でそういった属地主義を取りながら支援をしていくということなのかどうなのかということをお答えいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より、この政策のあり方ということでもありますけれども、これは、やはり子育て支援の一環で行おうという、まず思いから始まったところでもあります。そして、今、周防大島町で子育てをする中で、高校生世代になったときに、通う学校、町内にもあります。大島商船高等専門学校もあります。また町外にもあらゆる種類の学校があります。それを、この周防大島町に住んでいることが不利にならないように、それによって費用がかかるということがないように、皆さん平等に町外の学校にも通えるということを目指し、それが支援という形にできるということで、この形に取り組んでいるところであります。

議員御指摘のように、この保護者の方だけに支援をするのかということもあります。やはりどういった方が、そういった支援が必要なのかということは、新型コロナウイルス感染症のときから得た教訓をもって、常にどういったところに支援を、これから厚くしていくのかということも踏まえないといけないということは考えております。

何より今、子育て支援ということで、この周防大島町に一世帯でも多くの家族の皆さんに住んでいただきやすい、この周防大島町をつくっていくという、この1つの方法が、この今の形と思っております。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その辺の子育て支援の政策というのであれば、今のこの条例と少し乖離があるのではないかと、その表現が政策として見えにくいのではないかと。それは、あまり

町の政策として——先ほどから、何か町民の方に伝わるようにという意見もありましたけれど、そういう意味でも、この通学支援ということが、あまりにも前面に出過ぎているという気はしますが。

最後に、質問が戻りますけれど、経済的負担、この支援で具体的にどの程度、今どれぐらい通学費が経済的に負担になっていて、それがこの5万円の支援によって、どの程度、効果というか、改善されるのか、そこを最後に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） この通学支援をはじめたときに、この給付の額と言いますか、これを定めたときの資料を見てみますと、当時、路線バスのフリー定期券が約1万3,300円でした。これの12か月で15万9,600円という年間の定期券代がかかるわけです。その約3割ということ補助すれば、上限が5万円ということになりますので、大体3割ぐらいは負担軽減につながるという見込みで、一応金額の算定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） この制度自体は、私も提案したことがあることなので、大変いい制度だと思うのですが、これを提案するときに、公共交通の立場とセットで考えられなかったのかと思います。今、公共交通もやっていますが乗る人が少ない。負担になるのは子どもを持つ親で、バス料金が高いから大島駅まで連れて行っている。

せっかくこういう制度をやろうとするなら、空で走るバスをいっぱいにするという発想の転換を考えれば、大島駅までのバス料金は無料にするという手はあったのではないかと思う。その辺のところは少し考えたのかどうなのか、その辺、少しだけお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） このたびの通学支援費の給付につきましては、定期券の3割、上限5万円というのを、一応給付の対象額としておりましたが、例えば、公共バスの料金を無料にするとかそういったところまでは今回は考えておりませんでした。また今後、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、中原次長からもお話がありましたけれども、今回のこの取り組みを行うにあたって、実際、高校生の世代の保護者の方にもお話を伺う機会がありました。実際に、電車の駅の大島駅まで送っていかないといけない。ちょうどいいバスがないという話も聞くところであります。

その中で、皆さん工夫をして、途中のバス停まで何とか送っていて、そこからバスに乗って大島まで行っている、そういう話もあります。

それを聞きながら、やはり今、ちょうど地域交通課で、この公共交通の見直しというものを行っています。通学の時間の朝早い時間と、例えば病院バスが同じ時間というのは、なかなか難しいということも考えますけれども、やはり病院バスがあって、これからデマンド交通を行おうというところ、そして、今は防長バスも走っている。その組合せをもっとうまく考えながら、使いやすい公共交通を考えていかないといけないと思っております。その中心が、地域交通課でしっかりとこれから取り組んでまいりたいと思えますし、考えてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） ぜひ、よりコンパクトというか、使いやすいようなことでやっていただきたい。いつも思うのは、新しいことに限らず、町の申請の手数料や手間がすごく負担になるのではないかというのを常にいろんな事業で感じております。そういったところも、行政・病院事業改革特別委員会とかでもやるべきだと思うのですが、ぜひ一緒に考えていただきたいと思えます。

この手続にしても、例えば、定期券を買う人は上限5万円が条件であるとか、定期ではない人が何回までとか、いろんな想定ができると思います。バス料金も例えば大島駅まで無料なら何も考えなくてもいいです。手数料も要らない、申請も要らない、学校の生徒手帳だけ出せばいいというような形になるのです。そういう手間なところも、ぜひこれを機会に簡素にできるような方法を考えていただきたいと思えます。要望です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第14号周防大島町高等学校等通学支援費給付基金条例の制定についての質疑が終結しましたので、議案第14号を、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

討論・採決は、次の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第18号

日程第16. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第15号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第16、議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第15号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国、他の都道府県及び民間の支給状況や通勤に要する費用負担の状況等を踏まえ、手当額の引上げを行う必要があるとの令和7年10月17日の山口県人事委員会による一般職の給与等についての勧告を受けて、本町職員の通勤手当につきましても、同様に所要の改正を行おうとするものです。

それでは、新旧対照表により、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第10条第2項第2号では、自家用自動車を利用して通勤する職員の通勤手当の上限額を現在の月額2万5,100円から2万6,200円に引き上げるものです。通勤距離に応じた個別の通勤手当額につきましても、規則により定めておりますが、通勤距離に応じて400円から1,100円の引き上げになります。

次に、第10条第3項を新設し、自家用自動車を利用して通勤し、その過程において駐車場料金を負担している職員に対して、5,000円を上限として、その料金の実費を上乗せして支給することとしています。

なお、本改正の施行は令和8年4月1日とし、第10条第2項第2号の改正は令和7年4月1日からの適用としています。

続きまして、議案第16号周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、周防大島高等学校が令和8年4月から山口県立大学の附属高等学校となることに伴い、

学校の名称を改正するものでございます。

改正内容は、第1条中、山口県立周防大島高等学校を山口県立大学附属周防大島高等学校に改めるものです。

続きまして、議案第17号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、国において少子化対策の抜本的強化を図るために創設されました子ども・子育て支援金制度に伴うものでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和8年度から、国民健康保険を含む全ての公的医療保険において、新たに子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されることとなりました。

これを受け、地方税法が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本町においても国民健康保険税の課税項目を適正に整備するものでございます。

本改正の柱は大きく分けて2点ございます。

1点目として、課税項目の追加でございます。現行の基礎課税額、後期高齢者支援金分、介護納付金分に続く4つ目の項目として、子ども・子育て支援納付金分を新設いたします。

次に2点目として、税負担の激変緩和措置でございます。新たな項目の追加により、被保険者の皆様の総負担額が急激に増加することを避けるため、既存の基礎課税額、いわゆる医療分の所得割率、均等割額及び平等割額の引下げを行います。

昨今の物価高騰の影響など、住民の皆様を取り巻く厳しい経済状況に鑑み、新設される子育て支援分による増額分を、この医療分の減額によって軽減し、被保険者全体の税負担の均衡を図るものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

13ページ上段、条例第2条、課税額についてであります。新たに子ども・子育て支援納付金の規定を追加するものであります。

続きまして、条例第3条から第5条の2にかけてであります。基礎課税額にかかる所得割率、均等割額及び平等割額の引き下げに伴う改定を行うものであります。

次に、条例第9条の4から第9条の7にかけてであります。子ども・子育て支援納付金分の税率等の規定を追加するものであります。

次に、条例第23条、国民健康保険税の減額についてであります。基礎課税額の税率等引き下げに伴う調整を行うものであります。

なお、本改正は令和8年4月1日からの施行を予定しております。

次世代を担う子ども達を社会全体で支えるという国の施策に対応しつつ、本町独自の調整によ

って被保険者の皆様の急激な負担増を抑制し、制度の円滑な導入を目指すものでございます。

続きまして、議案第18号周防大島町スクールバス条例の一部改正について補足説明をいたします。

現在、町では、周防大島町地域公共交通活性化協議会を設置し、周防大島町地域交通計画に基づき、バス路線の見直しを進めているところであり、このたび、スクールバス混乗事業の白木線について、町民の移動の利便性の向上と路線の効率化を目的に見直しを図ろうとするものであります。

スクールバス混乗事業の白木線につきましては、かねてよりバス停の新設と廃止について御意見をいただいていたところであり、また、伊崎地区の方の利便性の向上が課題となっていたところでございます。

このたびのバス停の新設と廃止につきましては、利便性の向上を図るため、地家室園地、伊崎下、東和病院の3か所を新設し、利用者が見込めない大地浦の1か所を廃止するもので、新設のうち伊崎下につきましては、予約を受けて送迎を行うデマンド運行を取り入れることとしております。

それでは、逐条に沿って御説明いたします。

第5条の項の追加については、デマンド運行を行う白木循環線の中の伊崎下を乗降場所として定めるものでございます。

第9条につきましては、東和病院を受診される方について、今までの患者輸送バスと同様に料金が無料となるように、町長が特に必要と認めた者についての条文を追加するものでございます。

別表第4及び別表第6につきましては、第7条関係となりますが、新設する地家室園地、伊崎下、東和病院のバス停と料金を追記し、廃止する大地浦を削除するものでございます。

新設するバス停の料金設定につきましては、地家室園地は地家室と、伊崎下は伊崎と、町立東和病院は町立東和病院前とそれぞれ同額の料金としております。

なお、本条例の一部改正につきましては、令和8年4月1日から施行させようとするものでございます。

続きまして、議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、大字和田にあります周防大島町和田体育館につきまして、地区体育館としての用途を廃止すべく関係条例の一部を改正するものです。

当体育館は、令和2年から現在までの間、団体及び個人での使用がない状況が続いています。このため、このたび、その用途を廃止し、新たに大字小泊にある周防大島町瀬戸内民俗館とうわに収蔵されている民具等の保管場所として有効利用しようとするものです。

改正の内容は、第2条の表に規定された周防大島町和田体育館の項を削るものでございます。

補足説明は以上のとおりでございますが、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第15号、質疑はありますか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 1点お伺いいたします。

県の人事院勧告に合わせての通勤手当の変更ということですが、説明を伺う限り、この金額が変更になるのは、こうなのかなと思うのだが、計算の単価が変わってくるということなのか、それとも支給の上限が今までは10キロまでの人の分が十分出ていたけれど、12キロまでの人が十分出るようになるという方向なのか、どちらなのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま白鳥議員から御質問のありました通勤手当の改正につきましては、距離が延びるわけではなくて、額が引き上げられるということで、距離区分については変更ありません。単価、何キロから何キロまでが何円という区分があるのでございますけれども、その単価が上がるということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。これちょっと私が見た資料が違っていたらあれですが、1キロ当たり30円という話ではなくて、ここからこの距離は一律何円というような形での規定があるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 今、白鳥議員御指摘のとおり、何キロから何キロまでが幾らというところの単価が変わるというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 周防大島町和田体育館を廃止するというのはこのとおりでしょうけれど、まず小泊の民具を移転させるというその理由と、その移転させた後の周防大島町和田体育館はどういう位置づけになるのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 小泊の民具を移転する理由でございますが、周防大島町瀬戸内民俗館とうわへ、現在、約2万点の大小の民具が収蔵されております。

ただ、周防大島町瀬戸内民俗館とうわにつきましては、木造の建物で、建物の屋根や床の一部に穴が空いており、かなり危険な状態となっております。そこで、このたび周防大島町和田体育館を地区体育館から外しまして、用途としましては収蔵庫という形にして、そちらへこの民具を保管したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、小泊の周防大島町瀬戸内民俗館とうわはどのようにするのか、解体するのか。それと収蔵庫ということになれば、その関係条例がつくられるのか、改正されるのか。それと、周防大島町和田体育館が収蔵庫になって、維持管理の経費というのはどれぐらいを見込んでいるのか。まずその前に収蔵庫としてどういう活用方法を考えておられるのかということも含めて、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 小泊にあります周防大島町瀬戸内民俗館とうわを解体するのかという御質問でございますが、現在のところ解体する予定はまだございませんが、もう木造でかなり傷んだ建物でございますので、また今後、解体につきましては考えていきたいと思っております。

それから、収蔵庫につきましては、現在、条例は定めておりません。ここの大島地区にあります旧田布施農業高等学校の大島分校にも民具をたくさん収蔵しておりますが、今、条例は特に定めておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは——答弁漏れがあって、どのような活用をされていくのか、単なる倉庫なのか、東和の道の駅のところの収蔵庫みたいに希望があれば中を見れるのか。料金を取る形態ならば当然条例が必要になってくると思いますが、その辺を教えてくださいと申し上げました。

管理経費がどの程度発生するのかというところもあわせて、もう1回、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 失礼しました。答弁漏れがございました。

活用方法について、これは民具を保管しておく収蔵庫という形を取ります。一般公開をして、その料金を取るということは、現在のところ考えておりません。

それから、年間の管理経費でございますが、現在、周防大島町和田体育館の経費で申し上げますと、光熱水費、これは電気とか上下水道料で年間18万5,000円かかっております。それから、消防設備の保守点検で2万8,000円ほどかかっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第15号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正についての質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第17. 議案第20号

日程第18. 議案第21号

日程第19. 議案第22号

日程第20. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第20号周防大島町火入れに関する条例の一部改正についてから、日程第20、議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第20号周防大島町火入れに関する条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

主な改正の理由につきましては、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生しました林野火災を受け、消防庁及び林野庁が共同で開催した大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり

方に関する検討会の報告書を踏まえ、林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報等の規定が整備されました。

これに伴い、周防大島町火入れに関する条例第14条で定める火入れの中止の基準等について、林野火災注意報を追加するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

議案つづり38ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、改正後の第1項及び第3項では、乾燥注意報への用語整理を行い、火災警報に、林野火災の予防を目的としたものを含めることを明確化しております。

第2項では、林野火災注意報発令時の努力義務を新設し、第4項では、火入れ中に林野火災注意報が発令された場合の早期消火努力を新設しております。

また、現行条例中では、発令された場合と発令されたときという文言が混在しているため、場合に統一しております。

なお、本条例の施行日は令和8年4月1日からとしております。

続きまして、議案第21号周防大島町営橋駐車場条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、人口減少や高齢者の運転免許証返納、さらに近隣の建物解体に伴う跡地の駐車場化により、使用者が減少している橋地区に所在する西浦及び土居駐車場の使用の制限を緩和し、稼働率の向上を図るものであります。

具体的には、当該駐車場の使用について、1世帯につき1車両という制限をかけておりますが、区画に空きがある場合に限り、この制限を撤廃しようとするものであります。

続きまして、議案第22号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について補足説明をいたします。

若者定住促進住宅については、令和元年度に、若者の定住促進、学童・児童数の増加など、過疎地域の活性化を目的に明新住宅として建設したものであります。入居者の公募を行いましたところ、当初の予想をはるかに上回る多数の応募があり、若者定住促進住宅に対する需要が著しく高いことから、令和7年度に新たに4戸を建設し、追加しようとするものであります。

別表第1は、設置しています若者定住促進住宅の名称及び場所等について規定したのですが、同表若者定住促進住宅明新住宅の戸数を12戸から16戸に変更しようとするものであります。

また、別表第2は、定住促進住宅の家賃等について規定したのですが、同表に令和7年度中に建設する4戸を追加しようとするものであります。

なお、この住宅の入居者募集は令和8年度中の公募を予定しております。

続きまして、議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、周防大島町病院事業第2期再編計画による周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑の事業廃止に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、本条例、別表の周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑の項を削るものです。

なお、附則につきまして、本条例の施行日を令和8年4月1日からとしております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第20号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今日、こういう情報を何故ホームページに上げないのですかと言おうと思ったら、ホームページに上がっています。令和8年2月2日にアップされて、それは上がっているのはいいが、新着情報で上げないと見過ごされますので、やはりこういう情報は、いつの間にか上がっていますということがないように、しっかり情報提供してほしい。要するに、もっと周知を徹底していかなければいけないのではないかという思いで申し上げます。

ホームページ、回覧はされたということですが、ホームページだけではなくて、防災無線とか、ホームページも1回だけではなくて、いろいろな手段を使って周知をしないと——今はLINEで警報発令中ですというのは来ますけれど、これも度々で、実際、警報なのか、注意報なのか、発令中なのか、解除中なのか、よく分からない。よその自治体を見ると、ホームページに、今発令中ですか、今は発令されていませんとかいうのがきちんと出ています。

だから、そういう分かりやすい情報を提供していただきたいのと、火災警報自体、注意報の内容自体はまだまだ周知されていない。実際に警報中でも煙が上がっている場合もよくあります。その辺です。今までどおりではないですということをきちんと周知をさせることが、まずは必要ではないかと思えますけれど、今のこのホームページ等での対策以外で今後やっていかれる予定のものがあれば、最初に御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員からこの火入れ条例に関わってというところでの御質問で、林野火災警報なり林野火災注意報というところでの情報提供のあり方という御質問だったかと思えます。

田中議員御指摘のとおり、十分な広報がまだまだ行き渡っていないというところは、現状として私どもも把握しているところでございます。その点につきましては、なかなか広報できていないところは、しっかりと真摯に反省し、今後に生かしていきたいというところではございます。

本日の冒頭、町長の施政方針の後の行政報告のところでも少し触れさせていただいております

けれども、令和7年12月に柳井地区広域消防組合の中でこの林野火災注意、林野火災警報というところが制定されたというところで、令和8年1月1日から急遽施行されてしまったというところで、しっかりとした準備期間のないまま制度がスタートしたというところもありまして、現在に至っているというところでございます。

したがって、まだまだしっかりと広報していかなければならないというところは、田中議員と同じように認識をしておりますので、その方法を今どのようにするのかというのはまだ具体的にお示しできるものはありませんけれども、お知恵をいただきながら、しっかりと広報していきたいと考えております。

また、御指摘がありました新着情報に載っていなかったというところにつきましては、私どもの設定のミスというところだろうと思っておりますので、その点はおわびして、今後このようなことのないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はありませんか。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 今回、周防大島町宮橋駐車場に限っているのですけれど、ほかのところはそういう必要はないのかなのかを質問します。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 占部議員の御質問でございます。

総合支所管内、橋以外にも久賀地区に駐車場があります。周防大島町宮久賀駐車場と旧久賀庁舎の駐車場というところがございますが、今、議案に上がっております周防大島町宮橋駐車場のような利用の制限というのは、両駐車場とも設けておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 周防大島町宮橋駐車場、要するに利用率が上がっていないということだと思いますが、その原因というのが、その駐車場の周辺の県道の路上駐車、これが恒常的にある。もちろん、それとこの条例の話が直結するかどうかは分かりませんが、実質的にやはり路上駐車で済むのであれば、駐車場をわざわざお金を出して借りないという考え方になると思いますが、利用率を上げるためにこういう対策を取るということ自体を否定するものではありませんけれど、やはり根本的な、そういう原因があるということもしっかり認識して、交通安全上の問題からも、非常に課題のある場所だと思いますので、そういう観点から県や警察と協力して、

対策を講じていくということが、ひいてはこの駐車場の利用率を上げるということにもつながるのではないかとと思いますが、その辺の観点から町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 天河橋総合支所長。

○橋総合支所長（天河 敏夫君） お答えします。

西浦駐車場前の道路については、田中議員がおっしゃるとおり、東安下庄のバイパスが開通後にかかなり交通量が増えております。それに伴い、路上駐車が危険だとか、見えにくいとか、そのような苦情がこれまで総合支所には届いております。

ただ、これは道路交通法に関わることなので、警察、それから道路管理者に対応をお願いしてまいりましたが、郵便局のところの交差点ですか、あそこにポールを設置していただいたものの、路上駐車に関しての減少にはつながっていないというのが現状の認識であります。

私は、役場に出勤する際、毎日ここを通ります。車が止まっているのは昼間の、日中の時間帯に多く見られますが、帰宅する頃の夕方とか夜にはそれらの車はほとんどなくなっております。場所が安下庄の中心部ということもあり、恐らく仕事というか、通勤のお車が駐車しているケースが多いのではないかと考えられます。

そうであれば、そのような方に駐車場をお使いいただければ、その分の路上駐車が減って駐車場の稼働率も上がることになるということですので、今後、ホームページなどで積極的に募集をかけていきたい。あわせて今後も道路管理者の県に対して、例えば歩車道境界ブロックの設置など、安全対策を要望してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第20号周防大島町火入れに関する条例の一部改正についてから、議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第21. 議案第24号

日程第 2 2、議案第 2 5 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 1、議案第 2 4 号財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）、日程第 2 2、議案第 2 5 号財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）の 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第 2 4 号財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）補足説明をいたします。

本案は、旧和田小学校の校舎及びグラウンドの一部について、株式会社ビジコムとの 10 年の契約期間満了に伴い、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である雇用の創出と、若い世代の定住を図り、持続可能な地域社会の創生を目的として、山口県と協働し実現したものです。

株式会社ビジコムの事業内容は、旧和田小学校の校舎をサテライトオフィスとして利用し、ビジコム社の商品開発、商品管理、POS システムやカードリーダー、プリンターなど関連附属商品の受注、発送、顧客への請求事務などを行うための施設として活用しております。

また、グラウンドの一部を、顧客用の駐車スペースとして利用しております。

なお、旧和田小学校は防衛省の補助により平成 7 年度に建設したものでありますが、平成 2 6 年 3 月の閉校により教育関連の収蔵倉庫として使用していたものを、補助目的外のサテライトオフィスに転用したものであり、無償貸付けを条件として建設にかかる補助金の返還の免除を受けております。

貸付期間は、株式会社ビジコムからの申込みにより、建物内にコンピューター関連の設備や企業コンセプトを反映した備品の設置、迅速に商品を発送するための設備設置を行い、また、町内での安定した雇用を生み出したいとのことから 10 年間となっております。

なお、電気、水道といった維持管理に必要な経費は、ビジコム社に 8 割を負担していただいております。

続きまして、議案第 2 5 号財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）補足説明をいたします。

旧椋野小学校の校舎の跡利用につきましては、令和 7 年 6 月から利用公募を行った結果、1 者から申込みをいただきました。利用者の選考にあたり、まず地域説明会を開催して地元の御意見をお伺いし、その後、2 回の検討委員会を開催し御審議いただき、委員会での検討結果に基づき、地域振興の目的で跡利用をいただく方への内定通知をいたしました。

本議案は、その利用計画に沿った土地建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第 9 6 条

第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案つづり46ページ、それぞれの施設配置につきましては、議案説明資料つづり14ページから16ページにより内容をお示ししております。

貸付け相手方は東京都港区に本社を置くヤマグチ・スピリッツ株式会社で、貸付けの内容は、ジン・ウイスキーの蒸留所運営を主な目的として、校舎や附属設備等を無償で貸付けしようとするものです。貸付期間は、令和8年4月から令和18年3月までの10年間としております。

なお、施設設備の改修や光熱水費等の施設維持管理にかかる経費は、貸付け相手方に負担していただくこととしております。

また、非常時には地域の方の避難所としての活用にも御配慮いただけることになっております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第24号、質疑はありませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 1つだけ質問させていただきます。

今、副町長からも言葉でありましたけれども、雇用の創出という部分で町民の雇用が現在どれぐらいあるのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 新田議員の質問にお答えいたします。

現在、令和7年度現在で13名の町内在住者の方の雇用があります。

以上になります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の地元雇用以外で、例えば経済効果とか、そういったところでどういった成果が、ここの施設は成功事例だという認識はあって、そういう印象があるのですけれど、具体的に例えば、経済効果でどれぐらいを生んでいるとか、その辺の具体的な実績のデータがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 雇用によってどれぐらいの経済効果が町内にあるかということですが、申し訳ございません、今その想定資料を持ちそろえてございませんので、ここで答弁するのが少し困難な状況です。また確認して、内容がほかにもあればお答えしようと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 先ほど御説明の中で、水道光熱費は8割を相手方が負担している

という御説明があったかと思いますが、つまり2割は町が負担しているということになるかと思えます。無償貸与が10年たつということで、今後もということですが、それに伴って水道光熱費を町が2割負担するということはどういったところで決まっていて、それはいつまで続くのか、何かあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） この無償貸付けについては、10年前に株式会社ビジコムに入ってもらえるようになったのですが、これは山口県が仲立というか、間に入ってもらって協働で、企業進出というよりも企業誘致の形で株式会社ビジコムのサテライトオフィスがオープンしたという経緯がございます。

そのときの業者との話合いの中で、かかる経費の2割ほどについては、町が負担するという契約になって、そういう形でこの10年間を過ごしてきたということになります。

この契約の内容については、引き続きその形を取って契約しようと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） つまり今後10年について賃貸の契約を交わす中で、2割を町負担ということもその契約の中に、10年間ということで盛り込むということなのか、再度御確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） これからの10年間も、これまで同様に、同じ形で町負担はあるということで契約しようと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号、質疑はありませんか。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） この旧椋野小学校の件ですけれど、非常に旧橋ウインドパークと似ている、内容もものすごく似ていると思うのですが、旧橋ウインドパークは全く進んでいないように見受けるのですが、契約書の中に進捗状況を点検するという項目が旧橋ウインドパークのときはなかったと思うのですが、その項目は今回はあるのかどうなのかということと、資本金が50万円と書いてあったのですが、これ大丈夫かなと少し心配です。

契約の進捗状況を点検する項目があるかどうかということをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 占部議員の御質問でございますが、まず賃貸借契約書の中で進捗状

況の確認の部分をやっているかどうかというところですが、これまでの契約書の中ではそういったものはうたっておりませんし、また現在、このヤマグチ・スピリッツ株式会社との契約書につきましては、まだ作成中でございます。その中に盛り込むかどうかは、また検討させていただければと思っております。

それから、資本金が50万円で大丈夫なのかという御質問でございますが、議案資料にもありますように、平成6年10月28日に設立をされた会社でございますので、まだこれまでの実績というものはございません。ただ、世界水準の蒸留の技術者や専門家が集まって、この周防大島町の廃校を拠点にジン・ウイスキーを造る会社でございます。ただ、造るだけではなく、アメリカなどの海外へ輸出も考えておまして、地元の活性化や世界ブランド化を同時に目指している会社でございます。

この事業につきましては、世界一級の技術と米国への確かな販路という出口戦略を備えている会社でございまして、具体的な経営手法としましては早期収益化が可能な、まずジンで財務基盤を固めつつ、中長期的に資産価値が高まるウイスキーを熟成させて販売をしていくという二段構えの戦略を取っている会社でございますので、今後、期待をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、御説明もありましたけれど、設立間もない会社ということで、やはりそこをどのように、町としてこの会社に対して信頼をし、信頼性は何かをもって担保するのか。要するに実績がないということは、紙ベースの今のこの計画書が全てということになると思いますが、例えば今後の対応で、本社は東京だけれど、町内に支店を設けるとか、具体的にどういう方が、世界水準の職人が集まるというのはいいいのですが、では今度、実際に始まって、それが何人ぐらいの体制で始めるのかとか、そこにどういった人が来るのかとか、あるいは何年間、準備期間はあるのでしょうかけれど、初期の投資がどれぐらいの規模で、実際に稼働を始めてからどれぐらいの事業規模で、予算で、経営していく計画なのか。収支も含めてどれぐらいの事業規模になるのかとかいうところを教えてくださいなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 田中議員の御質問でございます。

まず、この事業についてですが、実現の可能性につきましては、世界レベルの技術とか、確かな輸出ルート、また段階的な投資という3つの強みが備わっているということで、現実的な計画ではないかと思っております。

まず、日本を代表するジンであります季の美を成功させた技術者が製造を率いるため、開業当

初から世界に通用する高品質なお酒を造ることが可能だと考えております。

また、会社の代表者ですが、国際的なネットワークにより世界最大級の免税店チェーンのDFSというのがありますが、そこやウイスキー需要が旺盛な米国市場への販路が具体的に見えてきているというところもございます。

そして、先ほども申し上げましたけれども、段階的なステップとしまして、いきなりウイスキーを造るのではなく、まずは短期間で製造できるジンで収益を出し、その基盤を基にじっくり時間をかけるウイスキーへと広げる二段階計画となっておりますので、経営の安定性については高いのではないかと考えているところでございます。

それから、雇用につきましては、初めは3名から5名ぐらいでスタートすると聞いております。軌道に乗ってまいりましたら、10名から最大で15名ぐらいの雇用を考えているということでございますので、地元の採用についても積極的にしていただけるのではないかと考えております。

それから、収支の見通しについてでございますが、これはこの会社から報告を受けている内容でございますが、まず令和8年度につきましては、製造免許の取得や改修費用等でございます。約9,500万円の赤字を想定しているというところではございます。令和9年度につきましては、ジンの販売を、令和9年12月頃から販売を開始する予定となっておりますが、やはり製造設備の改修等にかかなりの費用がかかりますので、約1億4,000万円ばかりの赤字を想定しております。

それから、令和10年度につきましては、約1億円の黒字を見込んでおります。そして、令和11年度にも、同様に1億円の黒字を見込んでいるという状況でございます。令和12年度も黒字、そして令和13年度におきましては、売上げで約9,600万円の売上げを見込んで、約3億4,800万円ばかりの黒字を見込んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御答弁がありませんでしたので、あわせて御答弁いただきたいと思いますが、この先々、令和8年度以降、令和10年度からは黒字になるということで、この計画書をそのまま信用したということでしょう。それはそうなるといいのですが、実際に、令和8年4月1日から貸付けが始まって、現地に着手する時期はいつなのか、そこに支店を設けるのかどうか。先ほどお聞きしましたけれど、あくまでも東京本社でやられると、支店は設けないということなのか、支店を設けるのであれば、いつ支店を設けられて、どこに設置されるのか。現場の工事に着手するのがいつなのか。その辺の計画を御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 現場に着手する時期についてでございますが、はっきりとした——いつ着手するという報告は受けておりませんが、令和8年4月以降に改修工事に着手をす

と思われます。あわせてジンの製造免許の申請もしていくと聞いております。改修工事が完了するのが、令和9年11月には改修工事が完了する予定で、あわせてジンの製造免許の取得も取れるという予定を聞いております。その後、令和9年12月からジンの製造販売を開始すると聞いております。

また、ウイスキーの製造に向けた改修工事につきましては、令和10年4月以降とお聞きをしております。そして、ウイスキーの販売開始は令和13年6月とお聞きをしております。

それから、現場の支店についてでございますが、本社は東京でございますので、まだ現場へ移すかどうかというのははっきりしていないというか、こちらはまだ把握ができていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 答弁を聞いてからにしようかと思ったのですが、支店は分からない。では実際、どなたがというか、どういう立場の人がこの現場で指揮を執って改修工事なり免許の取得なり——免許の取得は東京でもできるでしょうけれど、改修工事なり現場の準備をしていくのか、そういうところだけ教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 現場の関係でございますけれども、恐らく本社から何名か従業員が来られて、監督指揮等をするようになると思います。工事につきましては、どこか業者へ工事を依頼されると思いますので、その依頼した業者に工事をしていただき、進捗状況等については会社の社員が管理監督をしていくのではないかとと思われます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 田中議員、総括した話をさせていただきます。

この学校の貸出しについては、全国的にいろんなところでやっておりますけれど、なかなか大きく成功した事例は少ないです。かなり、そういう意味では、事業が成功か失敗かということであれば、危険度が高いことですが、そこでその地域に何が起こっているかというのを一応分析していますが、地域の方の大人の地域創生の思いが強くなったり、そこと交歓することでマネジメントのことが学べたり、そういうことがあります。

私は教育委員会の教育長でありますので、先ほども申しましたように、周防大島の町民の総和としての能力アップが欲しいというのがあります。これは副産物ですが、この企業が入ってくれたことに対して、いろんな可能性があります。アメリカ資本を狙っていると聞きました。私は個人的にも、アメリカのベンチャーキャピタルがどういうときにお金を貸すのか、どうしたらお

金が取れるのかというのを学べる、またとない機会が来ると思っています。

棕野の住民の方は、棕野を何とかしたいという思いがすごく出ていました。教育委員会としてのスタンスは、これを進めようと思っているわけではありませんと、皆さんが考えて、未来のことを考えて、大島のことを考えて決めてくださいというスタンスで一貫して申しました。

もう1つ、教育委員会としての町長の言う方策、政策の元気に関係するところ、人材育成でいえば、今年度から経営者になる部活動をつくりました。スポーツ選手や例えば音楽の専門家とか、いろいろなものになる部活動はあるのですけれど、社長になる部活動はないというのが私の1つの思いです。それを持った状態で公務員になってもいいですし、いろんな企業に入ってもいいです。日本の将来は4.5回平均で転職すると言われていています。そういう状況の中で、友達から一緒に起業しないかというチャンスも来る可能性がこの子達にはあると思っています。その中で、今この経営をしようとしているマネジメントメンターには、部活動がもし必要であれば協力を惜しまないでほしいと言って、了承を得ることができています。

今後、周防大島町の学校に入ってくる企業には、そういうことができるか、できないかというのはまず一番大きく考えたいと。成功するか、しないかについては、非常に難しいので、先ほど田中議員がおっしゃったように、できるだけ成功可能性を高めるような働きかけをしていきたいと思っております。

このようなことを思っておりますので、答弁にはならなかったかもしれませんが、以上であります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ウイスキーのことを少し勉強したので、少し知っただけに言うのですが、ウイスキーを造るときに大量の水が必要になるかと思うのですが、この水はまた町水道を使っただいて優良な顧客になっていただけるのかという点と、逆に今度は排水ですが、ウイスキーを造る際に60度ぐらいを超える排水が出るという話を聞いたことがあります。この排水は、あるところでは下水道に流せないからということで、いろいろ問題があったかと思うのですが、ここではどのように対応するのか、そこら辺の考えがあれば教えていただきたい。

最初の占部議員への御答弁で、設立が平成6年とおっしゃったのですが、誤りじゃないかと思うので、もし誤りであれば訂正をお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 失礼いたしました。先ほど平成6年10月28日設立と申し上げましたが、令和6年10月28日の間違いでございました。失礼いたしました。

水道水を使うのかどうかということでございますが、最初はジンで、ジンの製造販売をやって

いくというところで、町水道を使っただけだと聞いておりますが、その後、軌道に乗ってウイスキーを製造するようになれば、かなり水道も使うようになります。そのときには、もしかしたら井戸を掘って、井戸水を使うということになれば、またそれは企業から相談をいただくということとなっております。

また、ウイスキーを造る際に60度程度の温水が出るというところですが、この処理についても直接、恐らく下水道には流せないと思われまますので、その辺の温度を下げる対策につきましても、また今後企業と相談をしながら、きちんとした形で流せるように相談をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 今の教育長のお話を聞きまして大変賛同したところでありますが、私から2点だけ端的に質問したいと思います。

まず、審査があったと思うのですけれども、その審査の際のこのヤマグチ・スピリッツ株式会社に対する財務的な評価について教えてください。

それが1点と、もう1点が、今、製造のお話をいろいろいただきました。それはよく分かったのですけれども、酒造関係の方に伺いますと、酒造業で一番大変なのは税金対策だ、酒税法に引っかけられます。酒税法がかかってきますから、国税対策が一番大変なんだということを知ります。この会社の国税の対策はどのようにしておられるのか。分かる範囲で、お答えできる範囲で結構ですので教えてください。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 財務評価でございますが、この会社は、先ほど申し上げましたように令和6年の10月に設立をされた会社でございます。まだ財務状況を示す貸借対照表とか損益計算書といった財務諸表が整備をされておりました。このため、分析を行うことができていないというのが現状でございます。

それから、国税の対策については、私どものほうでは全く把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 正直にお答えいただいて、ありがとうございます。お手並み拝見というところになるかと思っておりますので、これから教育長のおっしゃったことを実現していきけるように、しっかりと町も監視していただくようお願いいたします。これは要望をお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） こちらの旧椋野小学校は長年空家状態になっておりまして、これまで募集してきたときにもなかなかマッチングが難しかった施設だと認識しております。その理由として、以前お伺いしたときには、電気系統、また上下水道とも老朽化していて今のままでは使えない状況にあるということも伺っておりました。

貸与するということになった場合、これらは全て会社で負担して改修を行っていくのか、町が負担する部分が全くないのか、どの部分だったらあるというのか、というのが教えていただきたいことの1点です。

次に、契約書案のようなものも特に示されていませんので、私が持っている情報といいますと、利用検討委員会の会議録を拝見するしかなかったのですが、その中に、例えば契約期間の10年以内に、もし撤退する場合は違約金が発生すると契約書の中には盛り込みますとあるのですが、案の段階だとは思いますが、その内容を詳しく教えていただきたいという点。

また、検討委員会の中で、契約期間の途中で会社の売却を禁止する旨を契約書に盛り込むべきではというお話もあったかと思いますが、それが盛り込まれるのかどうなのか、会社の売却が盛り込まれる予定で進まれているのかどうかということ。

また、ほかの議員からもありますが、資金計画について検討委員会の中でも複数の審査委員が懸念を示しておられました。ただ、結果として、総合的に評価したらいいということになったということではあると思うのですが、先ほどの教育長のお話だと、資金調達、アメリカからということで、そのチャレンジにかけるということになるのかとは思いますが、その認識が町でも、資金調達について不明確な部分はあるけれども、そこを信じて託すというつもりでいらっしゃるということで受け止めていいのか。

以上、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 白鳥議員からの御質問でございますが、旧椋野小学校につきましては、電気・水道・下水道といった設備は現在ございません。ですが、電気・水道・下水道については、このヤマグチ・スピリッツ株式会社で一応設備投資をしていただいて、会社のほうで全額負担をしてきちんとした設備を整えていただくというように考えておりますので、町からの持ち出しというか、負担は一切ないようにするつもりでございます。

それから、解約した場合の違約金でございますが、これは賃貸借契約書の中で、例えば、この物件を第三者に転貸しとか譲渡した場合の違反については、貸付物件の価格の10分の3に相当する違約金を求めるというのをうたうようにしております。

会社の売却の関係については、これは賃貸借契約の中で、今、いかなる場合も認めないという

規定を設けて、10年間は無償貸付けの期間がありますので、その期間は売却を認めないという形にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 少し補足があります。

この事業の発起人となる、一番のオーナーになる方はアメリカの国際税務の関係の方で、先ほどの税金のこととか非常に詳しい、アメリカとのつながりが強いということでもあります。そういうことを含めて、その選考の会議があったということでもあります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。1点、中原教育次長からの回答が分からなかった点があるので確認ですけれども、10年以内に撤退の場合、違約金が発生すると会議録の中にはあったのですけれども、その御説明の中では、第三者に施設を又貸ししたような場合はみたいなお話になっていたような気がするのですけれども、そのあたりが分からなかったので、もう1度御説明を伺いたいということ。

賃貸借契約の中では、会社の売却はいかなる場合も認めないということ盛り込むということでしたので、撤退と勘案して考えると、売却するぐらいであれば撤退をしてくださいという趣旨になってくるのかと思うのですけれども、その理解で合っているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時29分休憩

.....
午後3時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） はじめに、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、使用貸借契約書を賃貸借契約書と誤って申し上げました。正しくは使用貸借契約書でございます。失礼いたしました。

それから、撤退した場合の条件についてでございますが、この貸付物件を指定期間において引き続き指定用途に供しなかったとき、いわゆる撤退したときでございますが、それを確認したときにつきましては、貸付物件の評価額の10分の1に相当する金額を違約金として請求をすることとしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第24号財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）と議案第25号財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）の質疑を終結いたします。

討論・採決は本会期中の最終日の本会議といたします。

日程第23. 議案第26号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第26号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第26号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について補足説明をいたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年度から令和12年度までの時限立法であることから、周防大島町過疎地域持続的発展計画の後期5年間の計画策定する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、5次にわたる特別措置法の制定により、これまで総合的・計画的な過疎対策が推進され、過疎地域における産業の振興や生活環境の整備など大きな成果を上げているところでございます。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通機能確保及び向上等が喫緊の課題となっております。

なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項に基づき、県へ協議を行うとともにパブリックコメントも実施し、示された意見につきましては計画へ反映しております。

今後は、地域の要望に応えながら、見直しや変更を加え、必要に応じて議会にお諮りしていきたいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第26号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 細かい文言の話で申し訳ないのですが、6ページの下段に、令和8年4月に策定した山口県過疎地域持続的発展方針というのがありますけれど、これは令和8年

4月に策定、この本計画は今もう既に議案として上がっているということは、これからさきに策定しましたとするのではなくて、したということでもいいのかどうか。

13ページに財政の状況の表がありますけれど、直近のデータが2020年のデータになっていますが、これあまりにもかけ離れ過ぎではないのか。前期では2019年、直近のデータに近いものがありますけれど、これなぜ2020年のデータになっているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、計画案の6ページ一番下の行の令和8年4月に策定した県の方針というところでございますが、これは失礼しました、策定するが正解だと思います。県の方針につきましては、令和7年12月に方針は策定されておりますので、策定というか、つくっておられますので、それで令和8年度から5年間とするという方針期間を定めておりますので、文言にちょっと誤りがあったように思われます。

これも確認をさせてもらおうと思うのですが、13ページの財政の状況について、前回のものについては2019年度が載っていて、今回が2020年度になっているということで、多分、5年ごとの金額ということでまとめたと思われます。一応どういう形でまとめていったのか。確かに言われるように、前回というか、多分これ更新していきますので、令和7年度中のものについては2019年度のことを書いてあったと思うのですが、5年ごとにしてまとめたのかということについては、申し訳ございません、担当に確認させてもらって御回答さしあげます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初のほうですが、よく分からなかったのですが、山口県の方針は令和7年12月に策定したと言われたと思うのですが、それでも令和8年4月に策定するというのに訂正されるということですか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 山口県過疎地域持続的発展方針につきましては、先ほど申しましたように令和7年12月に策定されております。これ自体の方針期間が、先ほど申しましたように令和8年度からということになっておりますので、ここの文言は令和7年12月に策定したとしようと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第24. 議案第27号

日程第25. 議案第28号

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第30号

日程第28. 議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第27号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第27号から議案第31号までについて、一括して補足説明をいたします。

各議案ともに、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める屋代山泉センター、神領コミュニティセンター、小松コミュニティセンター、油宇集会施設、小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第27号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてでございますが、この施設は、現在、施設が位置するコミュニティ組織の屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者に指定しており、地域活動の拠点となっているところでございます。

よって、施設の設置目的からも、周防大島町コミュニティ施設設置条例第6条第1項の規定により、非公募により引き続き屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

次に、議案第28号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設も議案第27号の屋代山泉センターと同様、コミュニティ組織である神領共和会の区域に位置しており、現在、指定管理者に指定し、コミュニティ活動の拠点となっているところでございます。

よって、施設の設置目的からも関係条例の規定に基づき、非公募により引き続き神領共和会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、同様に令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

次に、議案第29号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設も現在、小松コミュニティセンター運営委員会を指定管理者に指定しております。この運

営委員会は、施設建設に合わせて、施設の運営管理を目的に設立された組織であり、コミュニティ活動の一助を成しております。

よって、施設の設置目的からも関係条例の規定に基づき、非公募により引き続き小松コミュニティセンター運営委員会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、同様に令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

次に、議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設は、油宇自治会内に位置し、自治会活動の拠点となっているところでございます。

よって、施設の設置目的からも関係条例の規定に基づき、非公募によりこれからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日としております。

最後に、議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設も議案第30号の油宇集会施設と同様に、小泊自治会内に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。

よって、施設の設置目的からも関係条例の規定に基づき、非公募により引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日としております。

以上、コミュニティ施設の指定管理者の指定について、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第27号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この施設は指定管理料があるのかないのか、あるかないかだけで結構ですので、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 田中議員の質問にお答えします。

屋代山泉センターについては、指定管理料はございません。

以上です。

失礼いたしました。今回議案に上がっている施設の中で、油田と小泊集会施設、この2か所について指定管理料がございます。あとは指定管理料はございません。（「油宇ではないのか」と呼ぶ者あり）油宇集会施設です。すみません。失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 3 時 57 分休憩

午後 3 時 58 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案は 1 議案ずつ行っておりますので、よろしくお願いいたします。

堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 失礼いたします。屋代山泉センターについては、指定管理料はございません。

以上になります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 28 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 29 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 30 号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） もう聞きません。ここの施設は指定管理料があるということで、お尋ねをいたしますが、指定管理、同じ集会施設、コミュニティ施設みたいところで指定管理に出すにあたって、その指定管理料があるところとないところというのは、どういう切り分けをされているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 同じようなコミュニティ施設で、指定管理料があるところとないところの差ということでございますが、両方とも非公募でございますが、今の議案である油宇集会施設につきましては、指定管理料が発生する。施設の維持管理費、自治会にお願いするわけですが、維持管理費が相当かかるというところで、一部の指定管理料が発生している。管理をするにあたって指定管理料が発生しているというところで、指定管理料があるところについては、指定管理期間については 1 年間と内々で定めているところでございます。

先の屋代山泉センターにつきましては、指定管理料が発生しない施設で、地域で管理ができる

というところで、そこについては発生しないということで、指定管理期間は5年というところ
をお願いをしようとしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 維持管理費は必ず発生するものだと思いますが、要するに指定管
理料がない施設は発生しないという意味なのか、発生するけれど地区が負担するのかというところ
で、今の御答弁からすると、地区が負担するという事なのではないかと、そこを聞いている
のですが、地区が負担するところ、指定管理料として町が負担するところ、それをどのように、
施設によって基準を設けて、この施設には指定管理料として維持管理費を支給しないと、この施
設は指定管理料として、維持管理費を町が負担すると定めているのかをお聞きしたので、もう
1度、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、指定管理料がないところの地域というのは、例えば、先ほど
の議案の3つ前ですか、屋代山泉センター等については、地域のコミュニティ施設、自治会では
なくて、地域のコミュニティエリアといいますか、いくつかの自治会がございまして、その自
治会等から負担金等を出して、コミュニティのエリアの中で負担金を出して運営をしている。

また、施設の集会の利用料、例えば選挙等の投票所になったら使用料等々が発生しますが、そ
ういった使用料収入等を充てて施設を運営しているというか、維持管理しているというところ
でございます。

逆に、自治会、今回の議案であります油宇集会施設におきましては、油宇地区の中にその施設
があるわけですが、例えば油宇集会施設でいいますと、浄化槽等の維持管理が莫大というか、相
当の金額がかかるというところで、その自治会の中ではそれだけの維持管理がなかなか難しいと
いうところで、そういった理由もあり、町が一部支援をしているという意味で、指定管理料があ
るというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） つまり地区からの、指定管理者からの要望というのか、これ負担
になっているから指定管理料としてみていただきたいという要望があれば、ほかの施設も指定管
理料をつけるという余地はあるということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） そういう考えも全くないわけではないとは思っています。

ただ、施設それぞれ、コミュニティセンター等々については、設置された経緯、地元からの要

望なりというところで、町費等々も出して建てているという経緯もあろうかと思えます。また、地域の中の本当の公民館的な運営のところもあろうかと思えますが、それぞれ施設ができたときの成り立ちが違うこともあろうかと思えますので、そこら辺もよく話を聞きながら、ただ、今おっしゃられるように、そういったことについて全く話を聞かないというわけではございませんので、最初に、例えばですけれども、今回のコミュニティセンターでも5年間の指定管理を受けていただけるかどうかというのは、まず口頭ではございますが、事前に話をして、内々で了解を得たうえで、それからいろいろ書類等の手続で指定管理をお願いするという形を取っておりますので、そういった中でそういった話があれば、全く話を聞かないというわけではないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第27号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから、議案第31号小泊集会所施設の指定管理者の指定についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと、日程第30、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第32号及び議案第33号について、一括して補足説明をいたします。

両議案ともに、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に定める和田苑及びしらとり苑の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定につい

てでございますが、毎年度、1年間を指定期間とし、平成18年9月から、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し本施設において総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

次に、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてでございますが、議案第32号の周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑と同様、平成18年9月から、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営をお願いしており、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第32号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 素朴な質問になるのですが、こちらの施設は、設置されたときから同じところに指定管理を非公募でお願いしているという御説明だったかと思うのですが、適任の方がされていると思うのですが、なぜ複数年度ではなくて、単年度での指定管理をずっと続けているのか、理由があれば教えてください。3年とか5年とか、ほかの施設ではあり得ると思うのですが、何か特段の理由があるのか知りたいので、お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 指定管理の期間についての御質問ですが、この指定管理料というのは人件費が主な部分でございまして、人件費の変動を考慮して毎年更新とさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

日程第33. 議案第36号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第34号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてから、日程第33、議案第36号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第34号から議案第36号までについて、一括して補足説明をいたします。

各議案ともに、周防大島町立農事集会所条例に定める安高地区農事集会所、正分地区農事集会所、鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第34号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてでございますが、この施設は、現在、安高地区自治会と協定書を締結し、指定管理施設として管理運営をお願いしており、周防大島町立農事集会所条例第6条の規定に基づき、施設の所在する行政区を引き続き管理者に指定しようとするものです。

また、当施設は、設置当初より地元自治会により管理運営が行われ、管理費や運営費に関しましても全て地元自治会により賄われており、今後においてもこれを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により地元自治会を指定管理者に選定しようとするものです。

なお、期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

次に、議案第35号正分地区農事集会所の指定管理者の指定についてでございますが、この施設も議案第34号の安高地区農事集会所と同様、関係条例の規定に基づき、非公募により引き続

き施設の所在する行政区を管理者に指定しようとするものでございます。

なお、期間につきましても同様に、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

最後に、議案第36号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてでございますが、この施設も先の2議案と同様に、関係条例の規定に基づき、非公募により引き続き施設の所在する行政区を管理者に指定しようとするものでございます。

期間につきましても他の農事集会所と同様に、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

以上、農事集会所の指定管理者の指定について、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第34号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 指定管理料は、これはいずれもないと思いますが、維持管理費の修繕の基準というのは、指定管理の規定に基づいて、軽微な修繕以外は町が行うということで、基本はそれでよろしいのか。

次に、修繕の必要が発生したときや、施設の機能を一部停止しなければいけないというときに、あくまでも町の施設ですから、町として指定管理者から報告なり、協議なりを受けなければいけないと思いますけれど、その辺の体制というか、仕組みはきちんとできているのかどうか、その辺を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 田中議員からの質問で、大きな修繕と小さな修繕ではという質問だと思うのですが、それは協定書に基づいてやっていくと思います。

もう1つ、協議の仕組みはあるのかというのは、今現在この場では分かりませんので、確認いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第34号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてから、議案第36号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、3月4日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時20分散会
